

大統領(尹錫悦)<sup>ユンソンヨル</sup>罷免決定

(憲法裁判所 2025年4月4日決定)

[→大韓民国憲法史](#)

[→HOME](#)

# 憲法裁判所

## 決定

事案 2024 헌나 8 大統領(尹錫悦)弾劾事件

請求人 国会

訴追委員 国会法制司法委員会委員長

代理人名簿は[別紙 1]のとおり。

被請求人 大統領 尹錫悦

代理人名簿は[別紙 2]のとおり。

宣告日時 2025 年 4 月 4 日 11 時 22 分

### 主 文

被請求人大統領尹錫悦を罷免する。

### 理 由

#### 1. 事件の概要

##### ア. 事件の発端

被請求人は 2024 年 12 月 3 日 22 時 27 分頃大統領室で対国民談話を通じて非常戒厳を宣布した(以下 2024 年 12 月 3 日付非常戒厳を「本件戒厳」という)。対国民談話の内容は、「大韓民国は野党の弾劾と特別検事、予算削減などにより国政が麻痺した状態であり、北韓共産勢力の脅威から自由大韓民国を守り、憲法秩序を守るために非常戒厳を宣言する」というものであった(以下「第 1 次対国民談話」という)。被請求人は陸軍参謀総長(以下各行為当時の役職を記載する)朴安洙(パクアヌ)を戒厳司令官に任命し、

朴安洙<sup>パガンズ</sup>は同日 23 時 23 分頃、戒厳司令部布告令第 1 号(以下「本件布告令」という)を発令した。

2024 年 12 月 4 日 1 時 2 分頃、第 418 回国会(定例会)第 15 回本会議において朴贊<sup>パクチャン</sup>大議員<sup>デ</sup>など 170 人が発議した非常戒厳解除要求決議案が在席 190 人中賛成 190 人で可決された。被請求人は 2024 年 12 月 4 日 4 時 20 分頃、大統領室で非常戒厳を解除するという内容の対国民談話を発表し、同日 4 時 29 分頃国務会議で本件戒厳解除案が議決された。

#### イ. 国会の被請求人に対する弾劾訴追決議及び弾劾審判請求

##### (1) 2024 年 12 月 7 日第 1 次弾劾訴追案投票不成立と被請求人の追加対国民談話

被請求人の本件戒厳宣布に関連して、2024 年 12 月 4 日、国会で被請求人に対する弾劾訴追案(以下「第 1 次弾劾訴追案」という)が発議され、同月 7 日、被請求人は「戒厳により国民に不安と不便を与えたこと謝罪し、任期を含め、政局安定方案を国民の力に一任する」という趣旨の対国民談話を発表した。2024 年 12 月 7 日第 418 回国会(定例会)第 17 回本会議で第 1 次弾劾訴追案に対する表決を実施したが、議決定足数不足で投票が不成立となった。

2024 年 12 月 12 日、被請求人は再び対国民談話を発表した。談話の要旨は以下の通りである。

「①巨大野党の弾劾乱発、特別検事法案の発議などにより国政が麻痺し、国家危機状況に陥っている。②巨大野党は刑法の間諜罪条項改正を妨害し、国家保安法廃止も試みるなど、国家安保と社会の安全まで脅かしている。③巨大野党が検察と警察の来年度の特警費・特活費予算を 0 ウォンに削り、他の予算も大幅に削減することなどにより、国政が麻痺し、社会秩序が攪乱され、行政と司法の正常な遂行が不可能である。④選管委に対する国家情報院の電算システム点検の際、いくらでもデー

タ操作が可能でありファイアウォールも事実上存在しないに等しいという事実が判明し、国防部長官に選管委の電算システムを点検するよう指示したのである。⑤現在の国政麻痺状況を社会攪乱による行政・司法の国家機能崩壊状態と判断し戒厳を発動するが、その目的は国民にこのような状況を知らせ、これを止めるように警告することであった。⑥国会に兵力を投入した理由は、戒厳宣布放送を見た国会関係者と市民が大挙して押し寄せることに備えて秩序を維持するためであって、国会を解散させたり機能を麻痺させようとしたものではない。⑦巨大野党が虚偽の弾劾を扇動する理由は、党代表の有罪判決が迫る中大統領弾劾を通じてこれを回避し、早期大統領選挙を行おうとするものである。⑧大統領の非常戒厳宣布権の行使は司法審査の対象とならない統治行為であり、国会の解除要求だけがこれを統制できる。」

## (2) 2024 年 12 月 14 日 弾劾訴追議決及び弾劾審判請求

朴賛大、黄雲夏、千ハラム、尹鍾五、龍慧仁、韓昌旼など 190 人の国会議員が本件戒厳に関し被請求人がその職務執行において憲法や法律に違反したことを理由に 2024 年 12 月 12 日、大統領(尹錫悦)弾劾訴追案(以下、「本件弾劾訴追案」という)を発議した。国会は 2024 年 12 月 14 日第 419 回国会(臨時会)第 4 回本会議で本件弾劾訴追案を在籍議員 300 人中 204 人の賛成で可決し、訴追委員は同日憲法裁判所法第 49 条第 2 項に基づいて訴追議決書の正本を憲法裁判所に提出し被請求人に対する弾劾審判を請求した。

## ウ. 弾劾訴追事由及び請求人の弁論要旨

### (1) 本件戒厳の宣布

被請求人は憲法及び戒厳法が定めた実質的・手続的要件を充足しない本件戒厳を宣布したので、憲法第 5 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 74 条、第 77 条第 1 項、第 4 項、第 82 条、第 89 条第 5 号、戒厳法第 2 条第 2 項、第 5 項、第 6 項、第 3 条、第

4条、第5条第1項、第11条第1項等に違反した。

(2) 国会に対する軍警投入

被請求人が危険物であるヘリコプター、軍用車両、銃器で武装した軍と警察を動員してガラス窓を割って国会建物内に侵入し、国会議員及び国会職員等の国会出入及び本会議場進入を妨害し暴行・威嚇させた行為、国会議長禹元植<sup>ウウォンシク</sup>、共に民主党代表国会議員李在明<sup>イジェミョン</sup>、国民の力代表韓東勲<sup>ヘンドンフン</sup>等の逮捕を試みた行為は、憲法第1条、第5条第2項、第7条、第8条、第41条第1項、第49条、第66条、第74条、第77条第5項等に違反したものである。

(3) 本件布告令の発令

被請求人は戒厳司令官を通じて本件布告令を発令したことにより、憲法第5条第2項、第7条第2項、第8条、第14条、第15条、第21条、第33条、第41条、第44条、第49条、第74条等に違反した。

(4) 中央選管委等に対する押収・搜索

被請求人は2024年12月3日、軍隊を中央選挙管理委員会(以下、選管委は「選管委」、中央選管委は「中央選管委」という)、世論調査の花(訳注 世論調査機関の名称)などに投入して中央選管委庁舎などを占拠した後、当直者の携帯電話を押収し、サーバーを撮影させ、2024年12月4日に出勤する職員に対する逮捕及び拘禁計画を立てたが、これは憲法第77条第3項、戒厳法第9条第1項、令状主義、選管委の独立性などに違反又は侵害したものである。

(5) 法曹人逮捕指示

被請求人は前大法院長金命洙<sup>キムミョンス</sup>、前大法官權純一<sup>クォンスンニル</sup>など法曹人に対する逮捕指示を行い、憲法第12条第3項、第101条、第105条、第106条、権力分立の原則、法治主義の原則などに違反した。

## (6) 憲法及び法律違反の重大性

被請求人の非常戒厳宣布権の濫用及びそれに付随した行為は国家の存立を危うくする憲法と法律の重大な違反に該当する。被請求人は国会を無力化する目的で本件戒厳宣布を行い、国会を封鎖して国会議員等を逮捕しようとし、国軍を自らの利益のために動員したものであり、国民の信任に対する裏切りは国政を担当する資格を喪失する程度に達している。

## 2.審判対象

本件の審判対象は大統領<sup>ユンソクヨル</sup>尹錫悦が職務執行において憲法や法律に違反したか否か及び罷免決定を宣告するか否かである。

## 3.適法要件の判断

### ア. 司法審査の可能性

被請求人は大統領の非常戒厳宣布行為は高度な統治行為であって司法審査の対象ではないので、本件弾劾審判請求が不適法であると主張する。

大統領の戒厳宣布権は戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態において兵力により軍事上の必要性に応えたり、公共の安寧秩序を維持する必要がある場合に発動される国家緊急権であり、その行使には大統領の高度な政治的決断を要するということができる。

しかし、国家緊急権は平常時の憲法秩序に基づく権力行使方法だけでは対処できない重大な危機状況に備えて憲法が重大な例外として認めた非常手段であるから、憲法が定めた国家緊急権の発動要件・事後統制及び国家緊急権に内在する本質的な限界は厳格に遵守されなければならない(憲法裁判所 2015 年 3 月 26 日、2014 헌가 5 参照)。戒厳の宣布に関しては、憲法第 77 条及び戒厳法でその要件と手続、事後統制等につ

いて規定しており、弾劾審判手続は高位公職者が権限を濫用して憲法や法律に違反する場合、その権限を剥奪することによって憲法秩序を守る憲法裁判であることを考慮すると(憲法裁判所 2017年3月10日 2016 헌나 1 参照)、たとえ本件戒厳宣布が高度な政治的決断を要する行為であったとしても弾劾審判手続でその憲法及び法律違反の有無を審査することができるというのが相当である。

したがって、本件戒厳宣布行為が統治行為であるから司法審査の対象になり得ないという被請求人の主張は受け入れられない。

#### イ. 法制司法委員会の調査手続欠缺に関する判断

(1) 国会法 130 条第 1 項は「弾劾訴追が発議されたときは、...本会議は議決で法制司法委員会に付託して調査させることができる」とし、弾劾訴追が発議があった場合、その事由等に対する調査の要否を国会の裁量として規定している。したがって、国会が法制司法委員会の調査なしに本件弾劾訴追案を議決したからといって、その議決が憲法や国会法に違反したものであるとは言えない(憲法裁判所 2004年5月14日 2004 헌나 1; 憲法裁判所 2017年3月10日 2016 헌나 1; 憲法裁判所 2025年1月23日 2024 헌나 1 参照)。

(2)被請求人は、国会法第 130 条第 1 項に定めた法制司法委員会の調査手続を必須的手続と解釈しなければ被請求人の防御権の行使が困難になるから、憲法上の適法手続原則に違反するという趣旨の主張をする。しかし弾劾訴追手続は国会と大統領という憲法機関間の問題であり、国会の弾劾訴追決議により大統領個人の基本権が侵害されるわけではない。国家機関が国民に対して公権力を行使する際に遵守しなければならない法原則として形成された適法手続原則は国家機関に対して憲法を守護しようとする弾劾訴追手続に直接適用することはできないので(憲法裁判所 2004年5月14日 2004 헌나 1; 憲法裁判所 2017年3月10日 2016 헌나 1 参照)、被請求人のこの部分の主張を受け入れることができない。

(3)さらに、被請求人は国会が法制司法委員会の調査手続を経ずに本件弾劾訴追案を議決したことは大統領弾劾制度に対する憲法規定と趣旨、国会と大統領間の権力分立原則に違反するという趣旨の主張もする。

憲法は弾劾訴追に関し、訴追対象者と訴追事由、弾劾訴追の要件及び弾劾訴追決議の効果、弾劾決定の効力について明示的に規定しており(憲法第 65 条)、その他に国会での訴追手続については規定せず、立法に委ねている。このように韓国憲法が行政府と司法府を牽制するための一つ的手段として高位公職者に対する弾劾訴追権を国会に付与したこと自体が権力分立原則の具現に該当すると言えるので、被請求人のこの部分の主張は受け入れられない。

(4)その他、被請求人は調査手続を経ないことによって訴追事由が不明確になり、それによって審判期間が長くなり、被請求人の防御権行使が困難になり、法治国家原理の明確性原則に違反するという趣旨の主張もするが、これは調査手続の欠陥で防御権の行使が困難になるという適法手続原則違反の主張と事実上同一と言うことができるから、この部分の主張も受け入れない。

#### ウ. 弾劾訴追案の反復発議に関する判断

(1) 被請求人は本件弾劾訴追案と同一の弾劾訴追案が既に 2024 年 12 月 7 日の国会本会議に上程され否決されたので、本件弾劾訴追案の議決が国会法第 92 条の一事不再議の原則に違反すると主張する。

国会法第 92 条は、「否決された議案は同じ会期中に再提出することはできない」として一事不再議原則を宣言している。ここで、否決された議案を再提出することができない時期は同じ会期中に限定される。

本件で見ると、第 1 次弾劾訴追案は、2024 年 12 月 7 日、第 418 回国会(定期会)第 17 回本会議でその表決が行われ、議決定足数不足で投票が不成立となった。その後本件弾劾訴追案が 2024 年 12 月 12 日第 419 回国会(臨時会)で発議され、同月

14日第419回国会(臨時会)第4回本会議でそれに対する採決が行われたことは前述のとおりである。

そうすると、第419回臨時会会期中に発議された本件弾劾訴追案は第418回定期会会期中に投票不成立となった第1次弾劾訴追案と同じ会期中に再度発議された場合とはいえないので、本件弾劾訴追案の議決は国会法第92条に違反しない。

(2) 一方、被請求人は本件弾劾訴追案の議決が国会法第92条に違反していなくても、大統領の弾劾訴追要件を他の訴追対象者より厳格に規定した憲法に違反し、不適法であるという趣旨の主張をする。

憲法は第65条第2項で大統領に対する弾劾訴追要件を他の訴追対象者より加重して定めているが、弾劾訴追案の発議回数や再発議の要件又はその制限については定めていない。また、国会は憲法第65条第1項、第2項により弾劾訴追の発議権と議決権を持っているので、弾劾訴追の発議が憲法や法律の規定に違反したり、訴追権の濫用に至ったというような特別な事情がない限り、単に大統領に対する弾劾訴追要件が厳格であるという理由だけで弾劾訴追案の発議回数を1回に制限することは困難である。したがって、被請求人のこの部分の主張も受け入れることができない。

#### エ. その他の主張に関する判断

##### (1) 保護利益の欠缺に関する主張

被請求人は本件戒厳が国会の解除要求により短時間のうちに解除され、これによる被害が発生しなかったため、保護利益が欠缺し、本件弾劾審判請求は不適法であると主張する。

検討するに、本件戒厳が解除されたとしても、本件戒厳により既に発生した本件弾劾事由を理由に被請求人に対する弾劾の可否を審判する利益が否定されることがないため、被請求人のこの部分の主張を受け入れない。

## (2) 刑法上の内乱罪等に関する訴追事由の撤回、変更に関する主張

一方、被請求人は請求人が本件訴追議決書では被請求人の本件戒厳宣布をはじめとする一連の行為について刑法上の内乱罪(第 87 条、第 91 条)等の刑法違反行為として構成したが、本件弾劾審判請求後にこれを別途の議決手続を経たり「訴追事実変更書」等を提出しないまま憲法違反行為に包摂して主張することは訴追事由の撤回ないし変更該当し、本件弾劾審判請求が不適法であるという趣旨の主張をする。

国会が弾劾審判を請求した後、別途の議決手続なしに訴追事由を追加したり既存の訴追事由と同一性が認められない程度に訴追事由を変更することは許容されない(憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1; 憲法裁判所 2025 年 1 月 23 日 2024 헌나 1 参照)。しかし、憲法裁判所は訴追議決書でその違反を主張する「法規定の判断」については原則として拘束されず、請求人がその違反を主張した法規定以外に他の関連法規定に基づいて弾劾の原因となった事実関係を判断することができるので(憲法裁判所 2004 年 5 月 14 日 2004 헌나 1; 憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 参照)、同一の事実について単に適用法条文を追加・撤回・変更することは「訴追事由」の追加・撤回・変更該当しない。検討するに、請求人が刑法違反行為として構成していた事実関係を憲法違反に包摂することは、訴追議決書に記載していた基本的事実関係は同一に維持しつつ、その違反を主張する法条文を撤回又は変更することに過ぎないので、上記の許容されない訴追事由の撤回又は変更該当するとは言えず、これを前提とした特別な手続を経なければならないということもできない。

また、被請求人は訴追事由の撤回ないし変更に対する決議がなければ当初の訴追議決書の内容通りに判断しなければならないとも主張するが、訴追議決書の中の「法規定の判断」については憲法裁判所が拘束されないことは前述したとおりである。

したがって被請求人のこの部分の主張は受け入れられない。

(3) 定足数未達に関する主張

被請求人は本件弾劾訴追案の訴追事由のうち刑法上の内乱罪関連部分がなければ、残りの訴追事由である非常戒厳の宣布部分だけでは在籍国会議員の 3 分の 2 の賛成を得ることが困難であったことは明らかであるから、本件弾劾訴追決議が定足数に満たず、本件弾劾審判請求が不適法であると主張する。

しかし本件弾劾訴追案が国会で在籍議員 300 人中 204 人の賛成で可決された事実は前述のとおりである。上記主張は被請求人の仮定的な主張に過ぎず、これを客観的に裏付ける根拠もないから、これを受け入れない。

(4) 弾劾訴追権の濫用に関する主張

(ア) 被請求人は本件弾劾訴追決議は法制司法委員会の調査手続が欠缺し、国会法 130 条第 1 項第 1 号に違反し、一事不再議の原則を規定した同法第 92 条に違反し、戒厳が解除されて保護利益が欠如した状態で行われたので弾劾訴追権の濫用に該当すると主張する。しかし上記のように本件弾劾訴追案の議決が国会法 130 条第 1 項や第 92 条に違反するとか、審判の利益が欠缺すると言ふことはできないから、これを前提とした弾劾訴追権濫用の主張を受け入れることはできない。

(イ) 被請求人は国会の過半議席を占めた野党が大統領の職務遂行を停止させ罷免させた後、大統領の地位を奪取するために弾劾訴追権を濫用したものであると主張する。

しかし、本件弾劾訴追案の議決過程において憲法と法律に定めた手続きが遵守され、被訴追者の憲法ないし法律違反行為が一定水準以上疎明されたから、当該弾劾訴追決議の主な目的はそれに対する被訴追者の法的責任を追及して同種の違反行為が再発することを予防することによって憲法を守護・維持するためであると言ふべきである。たとえ弾劾訴追の議決に一部の政治的目的や動機が内包され

ていたとしても、このような事情だけで弾劾訴追権が濫用されたと言うことはできない(憲法裁判所 2025 年 1 月 23 日 2024 헌나 1 参照)。

したがって、本件弾劾審判請求が請求人が訴追裁量を逸脱して弾劾訴追権を濫用したという被請求人の主張は受け入れない。

#### オ. 小結

本件弾劾審判請求は適法である。

### 4. 弾劾の要件

#### ア. 職務執行における憲法や法律違反

憲法は弾劾訴追事由を「憲法や法律に違反した時」と明示し、憲法裁判所が弾劾審判を管掌することにより弾劾手続を政治的審判手続ではなく規範的審判手続として規定している。弾劾制度は何人も法の上にはないという法の支配原理を具現し、憲法を守護するための制度である。国民によって直接選出された大統領を罷免する場合、相当な政治的混乱が発生する可能性があるが、これは国家共同体が自由民主的基本秩序を守るために不可避免的に支払わなければならない民主主義の費用である(憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 参照)。

憲法第 65 条は大統領が「その職務執行において憲法や法律に違反した時」を弾劾事由として規定している。ここで「職務」とは、法制上所管職務に属する固有業務と社会通念上これに関連する業務を言いし、法令に基づく行為だけでなく大統領の地位において国政遂行と関連して行うすべての行為を包括する概念である。また、「憲法」には明文の憲法規定だけでなく憲法裁判所の決定によって形成され確立された不文法も含まれ、「法律」には形式的意味の法律とこれと同等の効力を持つ国際条約及び一般的に承認された国際法規などが含まれる(憲法裁判所 2004 年 5 月 14 日 2004 헌나 1; 憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 参照)。

#### イ. 憲法や法律違反の重大性

憲法裁判所法第 53 条第 1 項は「弾劾審判請求が理由がある場合」被請求人を罷免する決定を宣告するように規定している。しかし、大統領に対する罷免決定は国民が選挙を通じて大統領に付与した民主的正当性を任期中に剥奪するものであり、国政空白と政治的混乱など国家的に大きな損失をもたらす可能性があるから慎重に行われるべきである。したがって、大統領を弾劾するためには大統領の法違反行為が憲法秩序に及ぼす否定的影響と害悪が重大であり、大統領を弾劾することによって得られる憲法守護の利益が大統領の罷免に伴う国家的損失を圧倒するほど大きくなければならない。すなわち、「弾劾審判請求が理由ある場合」とは、大統領の罷免を正当化できるほど重大な憲法や法律違反がある場合を言う(憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 参照)。

#### ウ. 判断の順序

以下では、被請求人がその職務執行において憲法や法律に違反したかについて、(1) 本件戒厳宣布、(2)国会に対する軍警の投入、(3)本件布告令の発布、(4)中央選管委に対する押収・捜索、(5)法曹人に対する位置確認の試みの順に判断する。

一方、請求人は本件弾劾審判請求後に提出した書面において「被請求人が 2024 年 12 月 4 日に出勤する中央選管委職員らに対する逮捕・拘禁計画を立て、これを指示した行為」も訴追事由として主張している。国会が弾劾審判を請求した後、別途の議決手続なしに訴追事由を追加したり、既存の訴追事由と同一性が認められない程度に訴追事由を変更することは許容されないことは前記のとおりであり(憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1; 憲法裁判所 2025 年 1 月 23 日 2024 헌나 1 参照)、中央選管委職員に対する逮捕・拘禁に関する指示は本件訴追議決書に記載されていない新たな事実であるから判断の対象としない。

## 5.本件戒厳宣布に関する判断

### ア. 認定事実

- (1) 被請求人は2024年12月3日20時55分頃、大統領室で国務総理<sup>ヘンドククス</sup>韓惠洙に戒厳を宣布すると言った。韓惠洙は被請求人に他の国務委員の話もお聞きになってみて下さいと言い、被請求人は国務委員を集めろと言った。そこで、すでに大統領室にいた国防部長官<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯、統一部長官<sup>キムヨンホ</sup>金暎浩、外交部長官<sup>チョテヨル</sup>趙兌烈、法務部長官<sup>パクソング</sup>朴性載、行政安全部長官<sup>イサンミン</sup>李祥敏以外の国務委員に付属室から連絡を取った。ただし、大統領室に来るように言っただけで、国務会議を開催すると連絡したのではなく、文化体育観光部長官<sup>ユインチョン</sup>柳仁村、環境部長官<sup>キムワンソプ</sup>金琬燮、雇用労働部長官<sup>キムムンス</sup>金文洙、國家報勳部長官<sup>カンジヨン</sup>姜貞愛には連絡がなかった。
- (2) 連絡を受けた国務委員が一人ずつ大接見室に到着し、被請求人が非常戒厳を宣布しようとする事実を聞いて互いに意見を交わし、そのうちの一部は執務室に入り、被請求人に反対の意思を表明した。中小ベンチャー企業部長官<sup>オヨンジユ</sup>吳始姝が最後に到着し、同日22時17分頃、国務総理及び国務委員9人が集まることになった。その頃、被請求人が執務室から大接見室に出て、戒厳宣布の趣旨を簡単に説明した後、同日22時22分頃、本件戒厳を宣布するために大接見室を出て行った。吳始姝が最後に到着してから被請求人が本件戒厳を宣布するために大接見室を出るまでにかかった時間は5分程度に過ぎず、開議宣布、議案上程、提案説明、討議、散会宣布、議事録作成はなかった。被請求人は戒厳の必要性、施行日時、戒厳司令官など本件戒厳の具体的な内容を説明せず、出席した国務総理及び国務委員に本件戒厳宣布に関して意見を述べる機会を与えず、会議で非常戒厳宣布の実質的要件の具備の有無などに

ついて実質的な検討と議論が行われなかった。国務総理と関係国務委員が本件戒厳  
宣布に関連する文書に副署することもなかった。

(3) 被請求人は 2024 年 12 月 3 日 22 時 23 分頃、大統領室で第 1 回対国民談話を開始  
し、22 時 27 分頃本件戒厳を宣布した。第 1 次対国民談話の内容は[別紙 3]のと  
おりである。

(4) 被請求人は本件戒厳を宣布した後、国会に通告しなかった。

(5) 被請求人は 2024 年 12 月 3 日 22 時 30 分頃、国防部長官<sup>キムヨンヒョン</sup>を通じて陸軍参謀  
総長<sup>バガンズ</sup>朴安洙を戒厳司令官に任命した。

(6) 2024 年 12 月 4 日 1 時 2 分頃、国会で非常戒厳解除要求決議案が可決された。被  
請求人は 2024 年 12 月 4 日 4 時 20 分頃、大統領室で本件戒厳を解除するという内  
容の対国民談話を発表し、同日 4 時 29 分頃国務会議で本件戒厳解除案が議決され  
た。

## イ. 判断

(1) 非常戒厳宣布の実質的要件に違反したか

(ア) 非常戒厳宣布の実質的要件

- 1) 戦争や内乱、経済恐慌等のような非常事態が勃発し国家の存立や憲法秩序の維持が危うくなったときには、通常の状態では機能するように設計された国家権力の行使方式で対処することは困難である。そこで、上記のような非常事態が発生した場合には、国家を保全し憲法秩序を維持するために非常的手段を発動できる権限、すなわち国家緊急権を認める必要がある。しかし、国家緊急権を認めると権力が一つの国家機関に集中し、国家権力の濫用を防止するために設けられた各種統制装置が機能できなくなり、むしろ憲法的価値と国民の基本権が侵害されるおそれがある。そこで、韓国憲法は国家緊急権を大統領の権限と

して規定しつつも、国家緊急権の内容、効力、限界及びそれに対する統制手段を明確にすることによりその濫用と悪用を防ぎ、国家緊急権が憲法保護の非常手段として機能できるように担保している(憲法裁判所 1994 年 6 月 30 日、92 헌가 18; 憲法裁判所 1996 年 2 月 29 日、93 헌마 186 参照)。

- 2) 憲法第 77 条第 1 項は戒厳宣布の実質的要件として「戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態が発生すること」と「兵力により軍事上の必要性に応じたり、公共の安寧秩序を維持する必要があること」を要求している。戒厳法第 2 条第 2 項は憲法第 77 条第 1 項の委任に基づき非常戒厳宣布の要件をより厳格に規定しているが、これによると非常戒厳を宣布するには「戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態」が発生しなければならないだけでなく、「敵と交戦状態にあるか、社会秩序が極度に攪乱されて行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状態」も発生しなければならず、その目的が「軍事上の必要性に応じたり、公共の安寧秩序を維持するためのもの」でなければならない。

憲法上の国家緊急権の認定の趣旨と上記の関連規定を総合してみると、非常戒厳宣布が憲法及び戒厳法が定めた実体的要件を満たすためには、①戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態で敵と交戦状態にあたり社会秩序が極度に攪乱されて行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状況が現実的に発生しなければならず、②兵力により軍事上の必要性に応じたり、公共の安寧秩序を維持する必要があるだけでなく、③非常戒厳宣布の目的が軍事上の必要性に応じたり、公共の安寧秩序を維持するためのものでなければならない。したがって非常戒厳は上記のような危機状況が現実的に発生したが、警察力だけではこれを収拾できない場合に兵力によって既存秩序を維持・回復するために宣布することができるものであるから、危機状況が発生する恐れがあるという理由だけで事前的・予防的に宣布することはできず、公共の福祉の増進のような積極的な

目的のために宣布することもできない(憲法裁判所 1996 年 2 月 29 日、93 헌마 186 参照)。

(イ) 憲法第 77 条第 1 項及び戒厳法第 2 条第 2 項が定める危機的状況の発生の有無

1) 審査基準及び争点

ア) 非常戒厳を宣布するには戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態で敵と交戦状態にあたり、社会秩序が極度に攪乱されて行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状況が現実的に発生しなければならないが(憲法第 77 条第 1 項及び戒厳法第 2 条第 2 項)、これについては憲法に基づいて戒厳宣布権を付与された被請求人に一定程度の判断裁量が認められると言わねばならない。しかし被請求人に判断裁量を認めるということは客観的に危機的状況ではないにもかかわらず主観的確信だけ存在すれば非常戒厳を宣布できるという意味ではないから、客観的に被請求人の判断を正当化できる程度の危機状況が存在しなければならず、被請求人の判断が著しく非合理的又は恣意的な場合には憲法第 77 条第 1 項及び戒厳法第 2 条第 2 項に違反したものと言うべきである(憲法裁判所 1996 年 2 月 29 日、93 헌마第 186 号参照)。

イ) 「戦時」とは相手国や交戦団体に対して宣戦布告や敵対行為をした時から、その相手国や交戦団体と休戦協定が成立するまでの期間をいい、「事変」とは国土を僭窃したり、憲法秩序を紊乱する目的で蜂起したあらゆる形態の武装反乱集団の暴動を意味する。前述した憲法上の国家緊急権の認定の趣旨と憲法第 77 条第 1 項の文言を考慮すると、「戦時・事変に準ずる国家非常事態」とは、戦争に該当しない外敵の侵入、国土を僭窃したり憲法秩序を紊乱する目的のない武装または非武装の集団または群衆による社会秩序の攪乱、自然的災害による社会秩序の攪乱などにより国家の存立や憲法秩序の維持が危うくなり、平常時の憲法秩序に基づく権力行使方法では対処できない重大な危

機状況をいう。

本件戒厳宣布当時の政治状況と社会状況が戦時・事変に該当するとか、敵と交戦状態にあったとすることはできないことは明らかである。被請求人は本件戒厳宣布当時の状況が戦時・事変に準ずる国家非常事態に該当し、社会秩序が極度に攪乱され、行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状況であったと主張するので、このような被請求人の判断が著しく非合理的又は恣意的であるかどうかを検討する。

## 2) 本件戒厳宣布事由に関する被請求人の主張に対する判断

被請求人は野党である共に民主党が多数議席を占めている国会が、①多数の高位公職者を弾劾したり、その弾劾を試みるにより司法業務及び行政業務を麻痺させ、②違憲的であったり、国益に反したり、政治的偏向性の高い法案を推進したり、与野党の合意なしに一方的に通過させ、与党が推進する法案に反対し、③2025年度の主要予算を全額削減し、国家の本質的な機能を毀損し、麻薬天国、民生治安恐慌状態にし、安保空白をもたらし、④大統領退陣、弾劾集会を開き、安保・外交分野などで反国家行為を行ったとし、このような国会の専横により国政が麻痺し、行政と司法の正常な遂行が不可能な状況になったと主張する。

被請求人はこのような国会の行為により憲法第 77 条第 1 項及び戒厳法第 2 条第 2 項が定める危機状況が発生したと主張するので、これについて検討する。

### ア) 共に民主党の弾劾訴追の推進及び国会の弾劾訴追

被請求人は共に民主党が多数の高位公職者に対する弾劾を試みたり、弾劾訴追案を発議することにより司法業務及び行政業務を麻痺させたと主張する。

弾劾審判は高位公職者が権限を濫用して憲法や法律に違反した場合、その権限を剥奪することにより憲法秩序を守る憲法裁判である(憲法裁判所 2004.

5. 14. 2004 헌나 1 参照)。前記のように憲法は弾劾審判手続を政治的審判手続ではなく規範的審判手続として規定している(憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 参照)。

ところで、弾劾訴追の議決を受けた者は憲法第 65 条第 3 項により弾劾審判が行われるまでその権限行使が自動的に停止されるから、いったん国会で弾劾訴追が議決されると憲法裁判所の決定があるまで、少なくとも数ヶ月間の権限行使が停止される。権限代行者等が被訴追者の権限を引き続き行使することができると言っても、権限代行という限界により被訴追者の本来の業務をそれと同等の水準で遂行することは現実的に難しく、既存の本人が担当していた業務に加え被訴追者の業務をともに遂行することになり、業務過重による困難も発生することになる。高位公職者が遂行する業務が国家的に重要であることを考慮すると、その権限行使の停止による業務空白は国家と国民に大きな損害を発生させる可能性がある。

それにもかかわらず韓国憲法が弾劾訴追されると被訴追者の権限行使が停止されるように規定しているのは、それだけ被訴追者の法違反行為が重大な場合を想定しているからである。したがって、国会が弾劾訴追事由の違憲・違法性について深思熟慮した上で慎重に弾劾訴追権を行使せず、法違反の疑惑のみを根拠に弾劾審判制度をもっぱら政府に対する政治的圧迫手段として利用することは弾劾審判制度の本来の趣旨に合致するとは言いがたい。

被請求人の任期が開始された後から本件戒厳宣布まで、共に民主党の国会議員らは行政安全全部長官 1 人、検事 12 人、放送通信委員会委員長 3 人及びその職務代行者 1 人、監査院長 1 人に対し、再発議を含めて合計 22 件の弾劾訴追案を発議した。これは国会が弾劾訴追事由の違憲・違法性について熟考しないまま法違反の疑惑のみを根拠に弾劾審判制度を政府に対する政治的

圧迫手段として利用したという懸念を生んだ。

ただし、本件戒厳宣布前に上記 22 件の弾劾訴追案のうち 6 件は撤回され、3 件は廃棄された。5 件は本会議で可決され弾劾訴追が行われたが、そのうち 3 件について憲法裁判所は既に棄却決定を宣告した状態だった。このように、弾劾訴追案が既に撤回または廃棄されたり、憲法裁判所の棄却決定が宣告された場合、当初の弾劾訴追案の発議または弾劾訴追決定が本件戒厳宣布当時の国家の存立や憲法秩序、社会秩序、行政および司法機能の遂行に及ぼす影響は限定的である。

また、共に民主党所属の国会議員が弾劾訴追を推進したり弾劾訴追案を発議したとしても、実際に弾劾訴追が行われるか否かは国会の審議・議決の結果によって決定されるものであるから、単に弾劾訴追を推進しているとか弾劾訴追案を発議して国会で審査中であるという理由だけでは重大な危機状況が現実的に発生したとは言いがたい。

その上、弾劾訴追が議決されて被訴追者の権限行使が停止されたことにより権限代行者等が被訴追者の権限を弾劾訴追前と同等の水準で行使することを現実的に期待しがたかったとしても、それだけで直ちに行政及び司法機能の遂行が著しく困難になったとは認めがたい。特に本件戒厳宣布当時は検事 1 人及び放送通信委員会委員長に対する弾劾審判手続のみが進行中であったが、検事 1 人及び放送通信委員会委員長の権限行使が停止された状況をもって国家の行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状況が発生したと評価することはできない。

憲法裁判所は国会の弾劾審判請求が不適法であったり弾劾事由が認められない場合、その請求を却下したり棄却することができるから、国会の弾劾訴追決議が平常時の憲法秩序に基づく権力行使方法では対処できない国家非常

事態を発生させると言うこともできない。

イ)共に民主党の法案推進・反対及び国会の立法権の行使

被請求人は共に民主党が違憲的な特別検事の任命等に関する法律案を 35 回発議し、党代表李在明<sup>イジエミョン</sup>のための公職選挙法改正案などの防弾立法、国家保安法の廃止、国益に反し非常識な防衛事業法改正案、刑法改正案、刑事訴訟法改正案などを推進し、「国会での証言・鑑定等に関する法律」改正案、糧穀管理法改正案、「労働組合及び労働関係調整法」改正案、放送法改正案、放送文化振興会法改正案、韓国教育放送公社法改正案など、財政負担が大きく、または違憲の可能性があり、あるいは政治的偏向性が高い法律案を一方的に通過させ、間諜罪の処罰対象を拡大する内容の刑法改正案と民生及び経済活性化などのための政府推進法案に対して反対することにより憲法秩序を攪乱したと主張する。

しかし、法律案は国会での審議・議決、大統領の法律案公布等の手続きを経て法律として確定されなければその効力が発生しないのであり(憲法第 53 条)、共に民主党所属の国会議員が何らかの法律案を発議するために準備中であるとか、発議して国会で審査中であるという理由で重大な危機状況が現実的に発生したと判断することはその合理性を認め難い。被請求人が言及している法律案の中にはすでに第 21 代国会の任期満了により廃棄された法律案も含まれているが、すでに廃棄された法律案が本件戒厳宣布当時の国家の存立や憲法秩序、社会秩序、行政及び司法機能の遂行に影響を及ぼしていたとは言いがたい。

また、憲法は被請求人に国会の立法権の行使を統制することができる権限を付与している。すなわち、大統領は国会で議決された法律案の公布を 15 日間保留することができ、法律案に異議がある場合にはその期間内に再議を

要求することができる。大統領の再議要求がある場合、国会は再議に付するが、在籍議員の過半数の出席と出席議員の 3 分の 2 以上の賛成で前と同じ議決をしなければその法律案を法律として確定させることができない(憲法第 53 条第 1 項ないし第 4 項)。

被請求人は共に民主党がその所属国会議員が発議した法律案又はそれと同様の法律案が反映された所管委員会代案を一方的に可決させ、重大な危機状況が発生したと主張するが、被請求人が指摘している法律案のうち相当数の法律案について被請求人が再議を要求し、本件戒厳宣布当時すでに再議が否決された状態であった。残りの法律案もやはり被請求人が再議を要求したりその公布を保留することによりその効力が発生していない状態であり、本件戒厳宣布後に行われた再議要求による再議で全て否決された。結局本件戒厳宣布当時、被請求人は本会議で可決された上記法律案に対して再議を要求したりこれを公布しないことによってその効力が発生するのを防いでいたから、上記法律案に対する国会の議決で平常時の憲法秩序に基づく権力行使方法では対処できない国家非常事態が発生したとすることはできない。

被請求人は共に民主党が間諜罪の処罰対象を拡大する内容の刑法改正案と民生及び経済活性化等のための政府推進法案に対して反対したことも本件戒厳宣布の理由に挙げている。しかし、共に民主党所属の国会議員らも外国等のためにスパイした者も処罰する等、間諜罪の処罰対象を拡大する内容の刑法改正案を発議し、2024 年 11 月 13 日、法制司法委員会法案審査第 1 小委員会では間諜罪の処罰対象を拡大する内容の与党及び野党所属国会議員発議刑法改正案を反映した代案を提案することに審査されたから、共に民主党が上記のような刑法改正案に反対したとは言いがたい。また、前述したように非常戒厳は外敵の侵入、集団又は群衆による社会秩序攪乱等によって重大な

危機状況が現実的に発生した場合に、これを事後的に收拾することによって既存秩序を維持・回復するために宣布することができるのみであり、そのような危機状況が発生する恐れがある状態又は既存の秩序が維持されている状態では宣布することができない。したがって、間諜罪関連刑法条項がより迅速に改正されず、安保不安の懸念があるとか、共に民主党が政府推進法案に反対し被請求人が公共福利の増進のために樹立した各種政策の推進に支障が発生したという理由だけでは非常戒厳宣布を正当化することはできない。

#### ウ) 国会の 2025 年度予算案審議

被請求人は国会が 2025 年度予算案のうち大統領秘書室及び国家安保室、警察の特殊活動費、検察の特殊活動費及び特定業務経費、長距離艦対空誘導弾(SM-6)事業、接敵地域対ドローン統合体系事業、戦術データリンクシステム性能改良事業などの予算を減額し、麻薬天国、民生治安恐慌状態にし、安保空白をもたらし、主要予算を全額削減して国家の本質的機能が毀損されたと主張する。

国会予算決算特別委員会は 2024 年 11 月 29 日、2025 年度歳出予算案を減額することを議決した。過去には減額があればその範囲で増額についても審査して反映されてきたが、憲政史上初めて野党が主導して国会予算決算特別委員会で増額なしに減額のみ議決され、その主な内容は以下の通りである。

第一に、大統領秘書室及び国家安保室と警察庁の特殊活動費、検察と監査院の特殊活動費及び特定業務経費の予算全額がそれぞれ減額され、この中には検察の国民生活侵害犯罪捜査、社会的弱者対象犯罪捜査、麻薬捜査、社会公正性阻害事犯捜査、公共捜査、刑事部など捜査支援関連特殊活動費と特定業務経費が含まれていた。

第二に、予備費も相当部分減額された。

第三に、「油田開発事業出資」事業(別名「シロナガスクジラプロジェクト」) 関連予算、「民官合作先進原子炉輸出基盤構築(R&D)」事業関連予算、「個人基礎研究(R&D)(グローバルマッチング型)」事業関連予算がそれぞれ大幅に削減され、「量子科学技術グローバルパートナーシップ先導大学支援(R&D)」事業関連予算、「バイオ・医療技術開発(R&D)」事業関連予算、「専攻医の修練環境革新支援」事業関連予算もそれぞれ削減された。

しかし 2025 年度予算案は政府が 2025 年度に支出する予算に関するものであるから、2024 年度予算を執行していた本件戒厳宣布当時には国家の存立や憲法秩序、社会秩序、行政及び司法機能の遂行に現実的に影響を及ぼしていたとはいえない。

その上、本件戒厳宣布当時、国会は政府が提出した 2025 年度予算案を審議していただけであり、これについて本会議の議決が行われた状態でもなかった。国会予算決算特別委員会で 2025 年度歳出予算案を減額する内容の修正案が 2024 年 11 月 29 日に可決されたが、2024 年 12 月 2 日、国会議長の要請により本会議の議決には至らず、2024 年 12 月 10 日まで与党と野党が引き続き予算案に関する議論を進めることにした状況であった。国会の予算案審議が完了していない状況で、予算決算特別委員会の減額議決があったという理由だけで重大な危機状況が現実的に発生したとは言いがたく、本会議でそのまま議決される場合将来の治安不安などが懸念されるという理由だけでは非常戒厳宣布を正当化することはできない。政府から関連資料を提出し与党と野党が追加的に予算案を審議することによって対応できる状況をもって平常時の憲法秩序に基づく権力行使方法では対応できない国家非常事態が発生したと評価することもできない。

国会予算決算特別委員会は 2025 年度歳出予算案のうち 4.1 兆ウォンを減

額する内容で議決したが、2023年には4.7兆ウォン、2022年には13.8兆ウォンが国会本会議の議決で減額された点、減額された4.1兆ウォンのうち1.4兆ウォンは予測できない予算外の支出または予算超過支出に充当するための一般予備費であり(国家財政法第22条第1項)、0.5兆ウォンは公共資金管理基金である。5兆ウォンは公共資金管理基金の預かり金利息償還のための金額であることなどを考慮すると、主要予算を全額削減して国家の本質的機能が毀損されたという被請求人の主張も、その合理性を認めがたい。

被請求人は、原電産業、東海深海ガス田開発事業、各種技術開発産業、福祉事業などの予算の一部が減額された点も指摘している。しかし、前述したように重大な危機状況が現実的に発生し、既存秩序を維持・回復する必要がある場合ではなく、既存秩序が維持されている状態に過ぎない場合には非常戒厳を宣布することはできないから、被請求人が推進しようとした上記のような事業の遂行に支障が予想されるという理由だけでは、非常戒厳宣布を正当化することはできない。

一方、被請求人が野党が一方的に減額したと主張する長距離艦対空誘導弾(SM-6)事業予算については、常任委員会予算決算審査小委員会において米国側の武器開発手続が遅延したため減額が必要であるという与野党間の合意があり、接敵地域対ドローン統合体系事業予算についても周波数を確保できなかったため減額が必要であるという与野党間の合意があった。その他にも被請求人が野党が一方的に減額したと主張する事業予算のうち、戦術データリンクシステム性能改善事業、児童保育手当、青年雇用支援インフラ運営事業など相当部分について常任委員会予算決算審査小委員会で減額することに与野党間の合意があり、軍幹部処遇改善のための当直勤務費引上予算などは当初政府案には含まれていなかった。このような点に照らしてみると、被請求

人の子算に関する一部の主張は妥当とはいえない。

エ) その他の共に民主党の活動

被請求人はその他にも、共に民主党が 200 回に及ぶ大統領退陣、弾劾集会を開き、4 大改革に反対し、国連の対北朝鮮制裁を解除すべきだと主張したり、韓・米・日東海合同訓練を戦争誘発行為であり極端な親日行為と罵倒するなど、安保に脅威を加え、フェイクニュースを無数に生産して散布するなどにより国家社会を混乱に陥れ、党代表である李在明<sup>イジミョン</sup>の刑事事件に関連して裁判所と検察庁付近でのデモを推奨したり、憲法裁判所の構成を妨害するなど、司法権が正常に作動できないようにしたと主張する。また、被請求人は共に民主党の目的や活動が民主的基本秩序に反するから、憲法第 8 条第 4 項に基づいて政党解散審判を受けるべき状況だと主張する。

今日の民主主義体制は基本的に代議制を採用しており、多様な政治理念と価値観を追求する諸政党が社会の公的な葛藤と政治的問題を巡ってそれぞれの代案と解決策を提示する過程で多数の国民の支持を得る政党が与えられた期限の中で国政の主導権を行使することを保証する手続で運営される。論理と正当性の優位を通じて支持を確保しようとする諸政党の競争の中で社会の民主的発展を実現しようとする複数政党体制がその基本的な基盤となる(憲法裁判所 2014 年 12 月 19 日 2013 헌다 1 参照)。したがって、大統領及び与党と異なる政治的理念と価値観を追求する野党が政府を批判し牽制する役割を果たすことは民主主義体制において必ず保障されるべき政党の活動に属する。

共に民主党が被請求人と異なる政治的見解を表明したり、被請求人の政策を批判し被請求人の権限行使を牽制したり被請求人の退陣を要求することは憲法上保障されている代議制民主主義と複数政党体制を考慮すると、非常戒厳を正当化できる理由にはなり得ない。

被請求人の主張のように共に民主党が虚偽事実を公表するなどの行為を行ったとしても、その行為がもたらす可能性のある社会・政治的混乱は現行法が設けている国民の自由で公正な討論を保障するための多様な制度的装置を通じて十分に対処できるものであるから(刑法第 307 条第 2 項、公職選挙法第 82 条の 4、第 96 条、第 110 条、第 110 条の 2、250 条など)、そのような行為が平常時の憲法秩序に基づく権力行使方法では対処できない国家非常事態を発生させると言うことはできない。被請求人は共に民主党の李在明代表が自身の刑事事件で裁判遅延戦略をとったり、裁判所と検察庁付近でのデモを勧奨し、共に民主党が憲法裁判所の構成を妨害する等により司法権が正常に機能できないようにしたとも主張するが、それが事実であったとしても、それによって戦時・事変に準ずる国家非常事態で社会秩序が極端に攪乱され司法機能の遂行が著しく困難な状況が発生したと言うことはできない。

その上、被請求人の主張のように共に民主党の目的や活動が民主的基本秩序に反するとしても、そのような事由は非常戒厳宣布を正当化することはできない。憲法第 8 条第 4 項の政党解散審判制度はすべての政党、特にその中でも政府を批判する役割をする野党の存立と活動は最大限保障され、たとえばある政党が民主的基本秩序を否定し、これを積極的に攻撃するよう見えるとしても、国民の政治的意思形成に参加する政党として存在する限り韓国憲法によって最大限厚く保護されるから、単なる行政府の通常処分によって解散されず、ただ憲法裁判所がその政党の違憲性を確認し解散の必要性を認めた場合にのみ政党政治の領域から排除されるという憲法制定者の規範的意志を表現したものだからである(憲法裁判所 2014 年 12 月 19 日 2013 헌다 1 参照)。

オ) 不正選挙等

① 被請求人は不正選挙疑惑を解消するために本件戒厳を宣布したとも主張するが、単に何らかの疑惑があるというだけで戦時・事変に準ずる国家非常事態で社会秩序が極度に攪乱され行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状況が発生したと言うことはできない。

被請求人は選管委が憲法機関であり司法部関係者が委員であって令状による押収・搜索や強制捜査が事実上不可能であり、他に不正選挙疑惑を解消する方法がなかったという趣旨の主張をするが、選管委は選挙訴訟で裁判所の現場検証に応じ、捜査機関の押収・搜索にも応じてきた。不正選挙疑惑は選挙訴請又は選挙訴訟を通じて解消することができ(公職選挙法第 219 条、第 222 条)、公職選挙法は法令によらずに投票箱を開けたり、投票を偽造したり、その数を増減するなどの場合に処罰するように規定しているので(公職選挙法第 243 条、第 249 条など)、このような疑惑については刑事手続を通じて実体的真実を明らかにすることができる。

一方、被請求人は選管委が国家情報院(以下、「国情院」という)の保安点検を受けながら、全体のシステム装備の約 5%程度しか点検に応じず、残りには応じなかったと主張する。しかし選管委は 2023 年 7 月ごろから 2023 年 9 月ごろまで国情院の保安点検を受け、点検対象として要請された装備を全て提供した。被請求人が主張している疑惑の中には 2020 年に実施した第 21 代国会議員選挙で折り畳まれた痕跡のない投票用紙、接着剤が付着した投票用紙、投票管理官の印影がつぶれた投票用紙などの疑惑が提起され、すでに検証・鑑定を経て裁判所の確定判決でその疑惑が解消されたものも含まれている(大法院 2022 年 7 月 28 日宣告 2020 ㄴ 30 判決; 大法院 2022 年 7 月 28 日宣告 2020 ㄴ 5028 判決など参照)。

被請求人は 2024 年 4 月の総選挙を控えて問題のある部分に対する改善

を要求したが、適切に改善されたかどうかは分からないとも主張する。しかし中央選管委は 2023 年 10 月 10 日、保安パッチ、脆弱パスワードの変更、統合選挙人名簿 DB サーバーへのアクセス統制の強化など、補完が急務である事項に対する措置を完了したという内容の報道資料を、2023 年 11 月 2 日、その他の主要な脆弱点は第 22 代国会議員選挙まで予算当局の協力を通じて改善を完了するという内容の報道資料を、2024 年 3 月 11 日、保安点検で指摘された脆弱性は大部分措置したという内容の報道資料をホームページに掲載し配布した。中央選管委は第 22 代国会議員選挙の実施前に情報保安業務担当者の PC だけが選挙サーバーにアクセスできるようにするなど保安を強化し、不正選挙の疑惑を解消するために事前・郵便投票箱保管場所の CCTV 映像を 24 時間公開し、開票過程に手検票制度を導入するなどの措置を講じ、政党参観人の立会下に 2 回、国情院と合同で履行可否の現場点検を実施した。

このような状況を考慮すると、被請求人のこの部分の主張は妥当とはいえない。

- ②被請求人は本件戒厳宣布当時、韓国が北韓及び中国、ロシアのような社会主義、全体主義国家が従来の在来式武器を使用した全面戦以外に、非正規戦、テロ、心理戦、世論戦、サイバー戦など、動員可能な全ての手段を展開可能な全ての領域で使用して攻撃する、いわゆる「ハイブリッド戦」の状況であったとも主張する。しかし被請求人が主張する事情だけでは、単なる抽象的な可能性を超えて本件戒厳宣布当時、非軍事的攻撃によって平常時の憲法秩序に基づく権力行使方法では対処できない重大な危機状況が発生したと判断できる客観的な状況があったと認めることができず、「ハイブリッド戦」のような非軍事的攻撃に対して国会に兵力を動員して対応

できるわけでもない。

### 3) 小結

結局、被請求人が共に民主党と関連して主張する事情は共に民主党所属国会議員が国民の代表として憲法上付与された法律案提出権、法律案審議・議決権を行使したり、国会が国民の代表機関として憲法上付与された弾劾訴追権、立法権、予算案審議・確定権を行使したり、共に民主党が憲法上保障された政党の自由を行使したことに該当する。それによって被請求人の国政運営に相当の支障が生じたとしても、これは大統領制を採用している我が国でいわゆる与野大政局が形成される場合、国会で多数の地位を占めている野党が憲法及び法律に基づいて国会に付与された政府に対する牽制権を最大限に行使することによって発生しうる状況であり、これを国家緊急権の発動が要請される国家非常事態とすることはできない。憲法は国会議員及び国会に各種権限を付与し、政党の自由を認めながらも、その権限の濫用と自由の限界を超えた行為を統制できる装置を自ら設けているから、被請求人は憲法が大統領に付与した平常時の権力の行使方法で対処すべきであった。

その他、被請求人が主張する不正選挙疑惑、いわゆる「ハイブリッド戦」の状況を全て考慮しても、戦時・事変に準ずる国家非常事態で社会秩序が極度に攪乱され、行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状況が発生したという被請求人の判断を客観的に正当化できるほどの危機的状況が本件戒厳宣布当時存在したとすることはできないから、上記のような被請求人の判断は著しく不合理又は恣意的であると言うしかない。

#### (ウ) 兵力動員の必要性が認められるか

非常戒厳は兵力により軍事上の必要性に応じたり、公共の安寧秩序を維持する必要がある場合にのみ宣布することができる(憲法第 77 条第 1 項)。したがって兵

力の動員が危機状況を收拾するのに適していなかったり、警察力だけで危機状況が收拾できる場合には非常戒厳を宣布することはできない。

被請求人が主張する国会の権限行使による国益阻害及び国政麻痺状態は政治的・制度的手段を通じて解決すべき問題であって、兵力を動員して解決できるものではない。憲法も非常戒厳が宣言された時にも「政府や裁判所」の権限について特別な措置を取ることができるように規定し(第77条第3項)、国会だけは引き続きその権限を行使することを前提に国会に戒厳解除要求権を付与している(第77条第5項)。また、前述したように不正選挙疑惑は司法手続を通じて解消できるものであるから、これを解消するために兵力を動員する必要があるということもできない。

一方、被請求人は本件戒厳が野党の専横と国政危機状況を国民に知らせ、アピールするための「警告性戒厳」、「アピール型戒厳」であったと主張している。兵力投入は他の手段を全て考慮した上で最後の手段として使用されなければならないという点で、被請求人はまず対国民談話などを通じ、それでも足りなければ弾劾制度などに対する憲法改正案の発議(憲法第128条第1項)や国家安危に関する重要政策に対する国民投票権の行使(憲法第72条)を通じて国民の関心を集め、このような危機状況を知らせ、警告とアピールをすることもできた。

したがって、本件戒厳宣布当時、兵力により軍事上の必要性に応えたり、公共の安寧秩序を維持する必要があったと言えないから、この点においても本件戒厳宣布は非常戒厳宣布の実質的要件を備えていない。

#### (エ) 戒厳法第2条第2項が定めた目的が認められるか

非常戒厳宣布の目的は、軍事上の必要性によるものや公共の安寧秩序を維持するためのものでなければならない(戒厳法第2条第2項)。すなわち、非常戒厳は重大な危機状況が現実的に発生した場合、危機状況から生じた軍事上の必要性に

よったり、危機状況によって損なわれた公共の安寧秩序を維持・回復するための目的でのみ宣布することができる。

被請求人は本件戒厳が野党の専横と国政危機状況を国民に知らせ、アピールするための目的で、即刻の解除を前提として暫定的・一時的な措置として宣布された「警告性戒厳」又は「アピール型戒厳」であると主張するが、このような主張だけでも被請求人が本件戒厳を重大な危機状況から生じた軍事上の必要性によるものであったり、危機状況によって毀損された公共の安寧秩序を維持するために宣布したのではないことが分かる。また、後述するように被請求人は本件戒厳を宣布するにとどまらなかった。被請求人は憲法の根本原則に違反し国民の基本権を広範囲に侵害する本件布告令を発令させた。被請求人は国会の憲法上の権限行使を阻止する意図で国会に警察力を投入して国会の出入りを統制し、兵力を投入して本会議場から国会議員らを引きずり出すように指示し、政党の活動を制約する意図で主要政治家に対する必要時に逮捕する目的の位置確認指示に関与した。被請求人は兵力を動員して不正選挙疑惑を解消するために中央選管委を押収・捜索することを指示し、必要時に逮捕する目的で行われた法曹人に対する位置確認指示にも関与した。その上被請求人が戒厳解除に少なくとも数日かかると予想していたが、予想より早く終わったと明らかにした点、本件戒厳が警告性であることを国務会議の構成員らや軍人らに知らせなかった点などを考慮すると、被請求人が単に国民にアピールするための目的で本件戒厳を宣布したと見ることはできない。

「警告性戒厳」または「アピール型戒厳」というものは存在しえない。非常戒厳が宣布されると直ちに被請求人は平常時に許容される範囲を超えて国民の基本権を制限し、政府や裁判所の権限に関して特別な措置をする権限を保有することになる(憲法第77条第3項)。被請求人の別途の指示がなくても戒厳法に基づいて

戒厳業務を施行するために戒厳司令部が構成され(第 5 条第 2 項)、戒厳司令官は戒厳地域のすべての行政事務と司法事務を管掌し、行政機関及び司法機関を指揮・監督することになる(第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)。重大な危機状況を兵力によって克服することが非常戒厳の本質であるから、その宣言は単なる警告にとどまることはあり得ないのである。したがって、本件戒厳が「警告性戒厳」又は「アピール型戒厳」に過ぎないという被請求人の主張は認められない。

(オ) 結論

本件戒厳宣布は憲法第 77 条第 1 項及び戒厳法第 2 条第 2 項に違反したものである。

(2) 非常戒厳宣布の手続的要件に違反したか

(ア) 非常戒厳宣布手続の憲法的意義

憲法は直接戒厳宣布の手続を具体的に規定して、法律が定めるところにより戒厳を宣布するように規定している。前述のように国家緊急権の行使は権力の集中と平常時の権力統制装置の部分的解除を伴うため、これを濫用又は悪用する場合、憲法的価値と国民の基本権が侵害される危険性がある。このため憲法は国家緊急権の濫用と悪用を防止するために直接国家緊急権の発動手続を明らかにしたのである(憲法裁判所 1994 年 6 月 30 日 92 헌가 18; 憲法裁判所 1996 年 2 月 29 日、93 헌마 186 参照)。

被請求人は本件戒厳は野党の専横と国政危機状況を国民に知らせ、アピールするための目的で、即刻の解除を前提として暫定的・一時的な措置として宣布された「警告性戒厳」又は「アピール型戒厳」であり、高度なセキュリティと緊急性を必要とするから、手続規定を弾力的に解釈する必要があると主張する。

しかし、前述のように被請求人が本件戒厳に伴って行った一連の憲法及び法律違反行為及び非常戒厳の宣布はその本質上警告にとどまることができないことを

考慮すると、本件戒厳が単に「警告性戒厳」又は「アピール型戒厳」に過ぎないと見ることはできない。また、立憲主義法治国家において国家権力は常に憲法の枠内で憲法に規定された手続に従って行使されなければならない点、戒厳宣布権の濫用又は悪用が憲法秩序にもたらしうる害悪が非常に重大であり、憲法はこれを防止するために直接戒厳宣布の手続を具体的に規定し、法律が定めるところにより戒厳を宣布するように規定したものである点、憲法と法律が定めた手続を遵守したからといってセキュリティと緊急性を害するとは言いがたい点などを考慮すると、戒厳宣布手続に関する規定を弾力的に解釈すべきであるという被請求人の主張は受け入れられない。

したがって、被請求人は本件戒厳を宣布するにあたり憲法と法律が定めた非常戒厳宣布の手続を全て遵守すべきであったが、以下に見るように被請求人はこれを遵守しなかった。

(イ) 国務会議の審議手続を遵守したか

1) 戒厳の宣布及び戒厳司令官の任命は国務会議の審議を経なければならない(憲法第 89 条第 5 号、戒厳法第 2 条第 5 項、第 5 条第 1 項)。

国務会議は大統領・国務総理と国務委員で構成され(憲法第 88 条第 2 項)、大統領は国務会議の議長として(憲法第 88 条第 3 項)、会議を招集し、これを主宰する(政府組織法第 12 条第 1 項)。国務会議は構成員の過半数の出席で開議する(国務会議規程第 6 条)、本件戒厳宣布時の過半数は 11 人以上である。国務会議の「審議」とは大統領・国務総理・国務委員が案件に対する自由な発言と討論を通じて意見を交換したり調整することをいう。国務会議は大統領が政策を決定する前に、それに関する多様な観点と利益を反映した議論が行われるようにすることにより政策決定に慎重を期し、大統領の専制や独善を防止することにその意義がある。

2) 前述したように、被請求人が本件戒厳を宣布する直前に国務総理及び9人の国務委員に本件戒厳宣布の趣旨を簡略に説明した事実は認められる。しかしすべての国務委員は国務会議の構成員として国政を審議する権限と責任が認められているにもかかわらず(憲法第87条第2項)、文化体育観光部長官柳仁村、環境部長官金琬燮、雇用労働部長官金文洙、国家保安部長官姜貞愛は大統領室に来いという連絡を受けられなかった点、連絡を受けた国務委員も国務会議を開催するという連絡ではなく大統領室に来いという連絡を受けた点などを考慮すると、一部の国務委員に大統領室に来いと連絡しただけでは適法な国務会議招集通知があったとは認めがたい。

その上、中小ベンチャー企業部長官吳始姝が最後に到着してから被請求人が本件戒厳を宣布するために大接見室から出るまでにかかった時間は5分程度に過ぎなかった点、開議宣布、議案上程、提案説明、討議、散会宣布、議事録作成など、通常の国務会議の手続に従って会議が進められなかった点、被請求人は戒厳の必要性、施行日時、戒厳司令官など本件戒厳の具体的な内容を説明しなかった点、国務総理及び国務委員らに本件戒厳宣布に関する意見を陳述する機会を付与しなかった点、会議で非常戒厳宣布の実質的要件の具備の有無などについて実質的な検討と議論が行われなかった点など、当時の状況を総合的に考慮すると、上記出席者らの間で本件戒厳宣布に関する「審議」が行われたとは言いがたい。

被請求人は、2024年12月3日20時30分頃から順次大統領室に入った国務総理と国務委員が本件戒厳について議論したから実質的な審議過程が存在したと主張する。しかし、国防部長官金龍顯、統一部長官金暎浩、外交部長官

趙兌烈、法務部長官朴性載、行政安全部長官李祥敏以外の他の國務委員に対する大統領室に来るよう連絡は同日 21 時過ぎになり、保健福祉部長官曹圭鴻及び吳始姝は 22 時 17 分頃になって初めて大統領室に到着した点、國務會議の議事定足数が充足されていない状況で一部の國務會議構成員らが意見を交わしたことをもって國務會議の審議と評価することはできない点、当時も被請求人が本件戒嚴の具体的な内容を説明したり、非常戒嚴宣布の実質的要件の具備の有無などについて実質的な検討と議論が行われなかった点、先に到着した國務會議構成員たちの議論経過が國務會議の議事定足数充足後に他の國務委員たちに説明されたわけでもなく、遅れて到着した國務委員たちは意見陳述の機会が与えられなかった点などを考慮すると被請求人の上記主張は受け入れがたい。

また、被請求人は金龍顯が戒嚴の種類、戒嚴日時、戒嚴地域、戒嚴司令官が記載された非常戒嚴宣布文 10 部を大接見室で配布したから、議案上程及び上記事項に対する審議が行われたとも主張するが、金暎浩、趙兌烈、曹圭鴻、吳始姝、農林畜産食品部長官宋美玲、企画財政部長官崔相穆は、そのような文書を見たことがなく戒嚴司令官が誰であるかを知らなかったという趣旨を検察で陳述した点、國務総理韓悝洙も本件第 10 回弁論期日で戒嚴司令官が誰であるかを知らなかったし、それに関する審議はなかったと証言した点、李祥敏は本件第 7 回弁論期日において、非常戒嚴宣布文が國務會議構成員 11 人が集まった大接見室ではなく執務室内の机の上に置かれているのを見たと言明し、当時戒嚴司令官に関する話はなかったと警察で陳述した点、朴性載は国会における供述で、当時自分の席の前に置かれた非常戒嚴宣布文一枚を見たが、すべて

の出席者の前に置かれたわけではなく、その内容について議論が行われたわけでもないという趣旨を述べた点、国情院長趙太庸<sup>チョテヨン</sup>は本件第 8 回弁論期日において、2024 年 12 月 3 日 20 時 50 分頃から大統領室にいたが執務室や大接見室で非常戒厳宣布文を見ることはできななかったと証言したことを考慮すると、被請求人の上記主張も受け入れがたい。

そうすると、被請求人は国务会議の審議を経ずに本件戒厳を宣布し戒厳司令官を任命したから、憲法第 89 条第 5 号、戒厳法第 2 条第 5 項、第 5 条第 1 項に違反した。

(ウ) 戒厳宣布手続を遵守したか

- 1) 戒厳宣布は文書の形式で行わなければならない、その文書には国务総理と関係国务委員の副署がなければならない(憲法第 82 条、憲法裁判所 1996 年 2 月 29 日 93 헌마第 186 参照)。これは大統領の権限行使を明確にし、責任所在を確実にするために憲法上要求される機関内部的な権力統制手続である。

証拠として提出された非常戒厳宣布文と韓憲洙<sup>ハンドクス</sup>、李祥敏<sup>イサンミン</sup>の証言、朴性載<sup>パクソンジェ</sup>の国会での陳述を総合すると、本件戒厳宣布当時、戒厳の種類、戒厳日時、戒厳地域、戒厳司令官が摘示された非常戒厳宣布文が作成されていた事実は認められる。しかし、そこに国务総理と関係国务委員が副署した事実は認められない。

むしろ、崔相穆<sup>チエサンモク</sup>、趙兌烈<sup>チョテヨル</sup>、吳始姝<sup>オソンジュ</sup>の検察での陳述によると、大接見室を出ようとしたところ、ある職員が文書に出席者署名をしなければならないと言ったが、署名を拒否したという事情がうかがえるだけである。本件戒厳宣布に関連する文書に国务総理と関係国务委員が副署しなかったにもかかわらず、被請求人は本件戒厳宣布を行ったから、憲法第 82 条に違反したものである。

被請求人は極度のセキュリティが要求される非常事態では事後的に文書を作

成して決裁する方式を取るしかないが、本件戒厳宣布後、国防部がまだ決裁を上申しておらず、副署ができなかったから、被請求人が文書主義や副署制度を無視した行為と評価することはできないと主張する。しかし、被請求人は本件戒厳宣布前、大統領室大接見室に国务会議構成員 11 人が集まっている時に、付属室長カン・〇〇〇が非常戒厳宣布文 10 部をコピーして金龍顯<sup>キムヨンヒョソン</sup>に伝達したと主張しているから、セキュリティ上の理由から本件戒厳宣布前に憲法第 82 条を遵守できなかったという被請求人の主張は首肯しがたい。文書主義及び副署制度が大統領の国法上の行為の責任所在を確実にして大統領の権力を統制する手続として機能するためには、大統領の国法上の行為以前に国务総理と関係国务委員の副署が行われなければならない。これに加えて、被請求人は戒厳宣布権者として憲法及び法律が定めた手続が全て遵守されることを担保する責任があることを考慮すると、被請求人の上記主張は受け入れることができない。

2) 大統領は戒厳を宣布する際、その理由、種類、施行日時、施行地域及び戒厳司令官を公告しなければならない(戒厳法第 3 条)。これは国民の権利義務に重大な影響を及ぼす戒厳の具体的な事項を国民に知らせることにより戒厳宣布権の濫用を防止するためのものである。

被請求人は本件戒厳を宣布する際、その施行日時、施行地域及び戒厳司令官を公告しなかったので、戒厳法第 3 条にも違反した。

(エ) 国会通告手続のを遵守したか

大統領は戒厳を宣布したときは遅滞なく国会に通告しなければならない(憲法第 77 条第 4 項、戒厳法第 4 条第 1 項)。

被請求人は、国会に対する通告が行われなかったことは事実であるが、本件戒厳宣布後非常に短い時間内に国会が非常戒厳解除要求決議案を可決し、別途国会に通告する時間的余裕がなかったし、第 1 次対国民談話が放送を通じて生中継さ

れ、国会議員らが本件戒厳宣布の事実をリアルタイムで認知した状態であったから、被請求人が国会通告義務に違反したとすることはできないと主張する。しかし、憲法が大統領に国会通告義務を付与した趣旨は、国会が憲法第 77 条第 5 項により付与された戒厳解除要求権を適時に行使できるように保障するためのものであるから、対国民談話が放送を通じて生中継されるか否かにかかわらず大統領は国会に公式的な通告をする義務を負うと言ふべきであり、本件戒厳宣布時刻と国会の非常戒厳解除要求決議案可決時刻を考慮すると、被請求人が国会に通告する時間的余裕がなかったと言ふこともできない。

したがって、被請求人は憲法第 77 条第 4 項及び戒厳法第 4 条第 1 項に違反した。

### (3)憲法に基づく国軍統帥義務等に違反したか

(ア)大統領は「憲法と法律が定めるところにより」国軍を統帥する(憲法第 74 条第 1 項)。大統領が国軍統帥権を濫用したり、恣意的に行使する場合、取り返しのつかない被害を引き起こすので、憲法第 74 条第 1 項は大統領が憲法と国軍組織法など法律が定める限界内で統帥権を行使するように規定している。

大統領の国軍統帥権に関して憲法が定めている限界の一つは、国軍の政治的中立性である(憲法第 5 条第 2 項)。わが国は過去、軍事政変を通じて軍が直接政権を樹立したり、政界において軍を動員して政治に影響を与えた歴史的な経験を持っている。軍人と軍務員は公務員であり(国家公務員法第 2 条第 2 項第 2 号)、憲法第 7 条第 2 項が公務員の政治的中立性を保障しているにもかかわらず、現行憲法で国軍の政治的中立性に関する規定を導入し、これをもう一度明示的に強調したのは、わが国の憲政史上二度と軍の政治介入を繰り返さないという意志を表明したものである(憲法裁判所 2018 年 7 月 26 日 2016 헌마 139 参照)。

したがって、国軍が政治に介入したり特定の政党を支援するなど政治活動をす

ることはもちろん、政界が国軍に影響力を行使しようと試みたり、国軍を政治的に利用することは憲法第 5 条第 2 項に違反する。結局、大統領が政治的目的で国軍統帥権を行使して国軍を利用することは憲法第 74 条第 1 項が定める憲法に基づく国軍統帥義務に違反するものである。

(イ)戒厳は兵力により危機状況に対処するために宣布するものであるから(憲法第 77 条第 1 項)、必然的に大統領の国軍統帥権の行使を伴う(憲法第 74 条第 1 項)。非常戒厳が宣布される場合、現役の将軍級将校の中から任命された戒厳司令官が戒厳司令部の長として戒厳業務を施行することになり(戒厳法第 5 条)、戒厳地域のすべての行政事務と司法事務を管掌し、行政機関及び司法機関を指揮・監督することになる(戒厳法第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)。大統領は全国を戒厳地域とする場合と直接指揮・監督をする必要がある場合には戒厳司令官を指揮・監督するので(戒厳法第 6 条第 1 項)、結局、大統領は軍人に対する指揮・監督権の行使を通じて戒厳業務を施行することになる。

前述したように、被請求人は自分の意見に反対する野党が多数議席を占めている国会との対立状況を打開する意図で兵力を動員するために本件戒厳を宣布した。したがって、被請求人は憲法第 5 条第 2 項及び第 74 条第 1 項に違反した。

#### (4) 小結

法治国家原理、憲法第 66 条第 2 項及び第 69 条により憲法遵守義務を負う大統領は国民全体に対する「法治と遵法の象徴的存在」である。大統領は憲法を守護して実現するためのあらゆる努力をすべきであるだけでなく、法を遵守して現行法に反する行為をしてはならず、さらに立法者の客観的意思を実現するためのあらゆる行為をすべきである(憲法裁判所 2004 年 5 月 14 日 2004 헌나 1 参照)。

憲法は非常戒厳宣布権の濫用と悪用を防止するために直接その実体的・手続的要件を具体的に定め、「法律が定めるところにより」非常戒厳を宣布するように規定

している。また、憲法裁判所は緊急措置など過去の国家緊急権の行使が憲法に違反すると判断し、憲法が国家緊急権を認めた趣旨、国家緊急権を発動することができる非常事態の意味、国家緊急権の発動を正当化することができる目的など、国家緊急権行使の限界を明確にした(憲法裁判所 1994 年 6 月 30 日 92 헌가 18; 憲法裁判所 2013 年 3 月 21 日 2010 헌마 132 等; 憲法裁判所 2015 年 3 月 26 日 2014 헌가 5 参照)。したがって、憲法遵守義務を負っている大統領としては、憲法と法律が定めた非常戒厳宣布の要件と限界を遵守して慎重にその権限を行使しなければならない。

それにもかかわらず被請求人は前述したように憲法の規定又は国家緊急権の本質上非常戒厳宣布を正当化することができない事情を掲げて本件戒厳を宣布した。被請求人は憲法第 77 条第 1 項及び戒厳法第 2 条第 2 項が定めた危機状況が現実的に発生したと見る根拠がなかったにもかかわらず、著しく非合理的又は恣意的な判断で本件戒厳を宣布したので、憲法第 77 条第 1 項と戒厳法第 2 条第 2 項に違反した。被請求人が国会の審議など憲法と戒厳法が定めた非常戒厳宣布の手続を遵守していれば、被請求人の判断が誤りであることを認識して本件戒厳宣布に踏み切らなかったかもしれないが、被請求人は憲法第 77 条第 4 項、第 82 条、第 89 条第 5 号、戒厳法第 2 条第 5 項、第 3 条、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項が定めた非常戒厳宣布の手続にも違反した。また、被請求人は国会との対立状況を打開する意図で本件戒厳を宣布して兵力を動員することにより、憲法第 5 条第 2 項及び第 74 条第 1 項にも違反した。

## 6.国会への軍警投入に関する判断

### ア.認定事実

(1)軍隊を動員した国会進入及び国会議員を引きずり出せという指示

(ア)被請求人の兵力投入指示

被請求人は国防部長官<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯に本件戒厳宣布に関連して国会に軍隊を投入するよう指示した。

(イ) 陸軍特殊戦司令部所属軍人たちの国会進入

1) 本件戒厳宣布直前に<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯は陸軍特殊戦司令官<sup>クァクジョングン</sup>郭種根に第 707 特殊任務団所属の軍人たちを国会に出動させるよう指示し、第 707 特殊任務団所属の軍人 97 名はヘリコプターに乗って国会に向かって出動した。被請求人は 2024 年 12 月 3 日 23 時 40 分頃、<sup>クァクジョングン</sup>郭種根に電話をかけ、国会に向う部隊がどこまで行っているのか尋ねたところ、<sup>クァクジョングン</sup>郭種根はまだ移動中だと答えた。第 707 特別任務団所属の軍人たちは国会敷地内の運動場に到着した後、本館に移動して出入口を確保しようとし、そのうち 16 名は 2024 年 12 月 4 日 0 時 33 分頃、国会本館の右側のガラス窓 2 枚を割って本館内部に進入した。本件戒厳宣布直後に出動指示を受けた第 1 空挺旅団所属の軍人のうち 170 余名も国会敷地内に進入した。国会職員、国会議員補佐官などは什器類を積み上げて消火器を噴射し、体でふさぐなどして彼らを阻止し、その過程で一部が負傷すると同時に約 6,600 万ウォン相当の物的被害も発生した。

2) 本件戒厳宣布直後から国会議長をはじめとする国会議員らは非常戒厳解除要求決議案を審議するために国会本館内の本会議場に集まっていた。被請求人は 2024 年 12 月 4 日 0 時 30 分頃、<sup>クァクジョングン</sup>郭種根に電話で「まだ議決定足数に達していないようだ。早く国会のドアを壊して入り、中にいる人員を外に引きずり出せ」と指示し、<sup>クァクジョングン</sup>郭種根は第 707 特別任務団長キム・ヒョンテに「150 名を超えてはいけないというが、入れないのか」というように話すなど、上記の指示を履行する方法を議論した。<sup>クァクジョングン</sup>郭種根は非常戒厳解除要求決議案が可決され

た事実を確認した後任務中止及び撤退を指示し、<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯の兵力追加投入指示によりその頃に国会敷地内に到着した 100 余名の第 707 特別任務団所属の軍人たちもすぐに撤退した。その結果、本会議場まで入った兵力はなかった。

3) 被請求人は、<sup>クァクジョンギン</sup>郭種根に電話した事実はあるが当時の状況を確認しただけで国会議員を引きずり出せと指示した事実はないと主張する。また、上記指示に関する<sup>クァクジョンギン</sup>郭種根の陳述に一貫性がなく信憑性が低いと主張する。しかし、非常戒厳宣布直後に開かれた陸軍特殊戦司令部隷下部隊とのビデオ会議が終わっても<sup>クァクジョンギン</sup>郭種根のマイクがずっとオンになっていたため、<sup>クァクジョンギン</sup>郭種根が被請求人の上記指示を受けてキム・ヒョンテなどと議論する過程で行った発言がそのまま隷下部隊に伝播されていた点、<sup>クァクジョンギン</sup>郭種根及びキム・ヒョンテは国会出動時に「施設確保及び警戒」の指示を受けた後しばらく追加指示がなく具体的な任務を正確に知ることができなかったというが、被請求人の上記指示がなければ<sup>クァクジョンギン</sup>郭種根が突然キム・ヒョンテと中に入って 150 名を超えないようにする方法を議論する理由がない点、議決定足数という用語及び当時は本会議場の中には多数の国会議員が存在し、軍人は存在しなかった事実などを考慮すると、引きずり出す対象は国会議員であると解釈するしかない点、<sup>クァクジョンギン</sup>郭種根は 2024 年 12 月 9 日の検察調査から証人尋問が行われた本件第 6 回弁論期日まで、被請求人の上記指示の内容を一部の用語の差異を除いて一貫して陳述している点などに照らすと被請求人の主張は信じがたい。

(ウ) 首都防衛司令部所属軍人らの国会進入

1) 本件戒厳が宣布された直後、<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯は首都防衛司令官<sup>イジンヌ</sup>李鎮雨に隷下部隊を国

会に出動させるよう指示した。李鎮雨は第 1 警備団及び軍事警察団所属の軍人らを出動させ、自身も国会に移動した。被請求人は李鎮雨が国会に到着した後電話で状況を尋ね、李鎮雨が国会の塀で多くの人々が警察と対峙しており敷地内への進入が難しいという趣旨の回答をすると、しばらくして再び電話で「中にいる人々を引きずり出せ」と言った。

2) 李鎮雨は 2024 年 12 月 4 日 0 時 40 分頃、第 1 警備団長チョ・ソンヒョンに「本館内部に入り国会議員らを外部に引きずり出せ」と指示し、少し後には、すでに陸軍特殊戦司令部所属の軍人らが進入しているので、彼らが国会議員らを引きずり出す通路をつくるなど、外部から支援する役割を遂行せよと指示した。チョ・ソンヒョンは上記の任務が正当でないと考え、国会敷地内に入った軍人たちには人がいない地域に引き続き集結していることを、国会に移動中であった後続部隊には西江大橋を渡らずに待機することをそれぞれ指示した。チョ・ソンヒョンは非常戒厳解除要求決議案が可決された後、李鎮雨に撤退を提案し、李鎮雨はこれを承認した。当時国会に出動した首都防衛司令部所属の軍人は合計 210 人余名で、そのうち敷地内に進入した人員は合計 48 名であった。

3) 被請求人は、李鎮雨に電話した事実はあるが、当時の状況を確認した後、警察に話せば国会の塀の中に入ることができるという事実を伝えただけで、国会議員を引きずり出せと指示した事実はないと主張する。しかし、李鎮雨が被請求人と通話している間、同じ車両の前部座席に座っていた李鎮雨の専属副官が通話内容の大部分を聞くことができた点、李鎮雨は金龍顯キムヨンヒョンから具体的な任務なしに国会に行けと指示されただけで、とりあえず首都防衛司令部の本来の任務で

ある核心施設の「外郭」を警戒しようとした言っているところ、被請求人の上記指示がなければ、李鎮雨が突然チョ・ソンヒョンに建物の「内部」に進入して国会議員を引きずり出すように指示する理由がない点などに照らして、被請求人の上記主張は信じがたい。

## (2)警察を動員した国会出入統制

(ア) 被請求人は、2024年12月3日19時20分頃、警察庁長趙志浩、ソウル特別市警察庁長金峰植をソウル鍾路区所在の大統領安全家屋に呼び、今夜常戒厳を宣布すると言い、軍人らが国会をはじめとする様々な場所に出て行くが警察が国会の統制もうまくやってくれと言った。同席していた金龍顯は被請求人が見ている中で趙志浩、金峰植にA4用紙1枚の文書を渡したが、当該文書には軍人らの出動時刻と出動場所を意味する「2200国会、2300民主党舎」などの記載があった。

(イ) 趙志浩と金峰植は警察300人余りを国会の塀の周辺に配置し、2024年12月3日22時48分頃から出入を全面遮断するようにした。しかし国会議員の出入統制に対する抗議を受け、憲法上の国会の戒厳解除要求権などを確認した後、本件戒厳宣布だけでは根拠が不十分であると判断し、同日23時6分頃から国会議員、補佐官、国会職員、出入記者など国会常時出入者は身分確認を経て出入りするようになった。

同日23時23分頃本件布告令が発令された。被請求人はその頃戒厳司令官朴安洙に電話して趙志浩に本件布告令の内容を知らせろと言い、朴安洙は電話でこれを趙志浩に知らせた。被請求人も趙志浩に直接6回電話した。趙志浩と金峰植は本件布告令に国会活動禁止、布告令違反者処断などの内容があることを

確認した後、同日 23 時 37 分頃から 2024 年 12 月 4 日 1 時 45 分頃まで約 2 時間 8 分程度、国会の出入を再び全面的に遮断するようにした。その間に国会に投入された警察力は徐々に増員され、最終的に 1,700 人余りの警察が動員された。上記のような出入遮断により、非常戒厳解除要求決議案を審議するために国会に集まっていた国会議長及び国会議員の一部は塀を越えなければならなかったり、全く入れなかったりして、国会本会議の開会も遅れた。

(ウ) 被請求人は、警察に国会議員の出入りを統制させた事実はなく、むしろ金龍顯<sup>キムヨンヒョン</sup>には出入りを妨げないように指示したと主張する。しかし、被請求人は趙志浩<sup>チョジホ</sup>、金峰植<sup>キムボンシク</sup>を大統領安全家屋に呼び出して国会統制をうまくやってくれと言った点、その席で金龍顯<sup>キムヨンヒョン</sup>が絵を描きながらどの場所に警察力を配置するかを説明するのを見たこと自ら認めている点、被請求人は朴安洙<sup>パクアンソ</sup>に国会活動禁止を含む本件布告令を趙志浩<sup>チョジホ</sup>に知らせさせた点、趙志浩<sup>チョジホ</sup>が戒厳解除要求権などを認知して国会議員の出入りは許可していた状況で、再び出入りを遮断する特別な理由を見出しがたい点などに照らし、被請求人の主張は信じがたい。

### (3) 主要政治家等に対する位置確認の試み

(ア) 被請求人は 2024 年 12 月 3 日 20 時 22 分頃、国情院 1 次長洪壯源<sup>ホンジョンウォン</sup>に電話で「1～2 時間後に電話することがあるかもしれないので、暗号化電話を必ず持っている」と言い、同日 22 時 53 分頃再び電話をかけ、非常戒厳を発表するのを見たか、この機会に国情院にも対共捜査権を与えるから、まず資金であれ人員であれ国軍防諜司令部を助けて支援せよという趣旨の話をした。金龍顯<sup>キムヨンヒョン</sup>は本件戒厳の宣布直後、国軍防諜司令官の呂寅<sup>ヨイン</sup>に合計 14 人の名簿(以下、「本件名簿」という)

を伝え、「布告令に違反する懸念がある人たちで、合同捜査本部が編成された後に違反嫌疑が発見されれば逮捕するかも知れないので、あらかじめ位置など動静を把握しておけ」と指示した。本件名簿には、国会議長<sup>ウウオンシク</sup>禹元植、共に民主党代表国会議員<sup>イジエミョン</sup>李在明、国民の力代表<sup>ハンドンフン</sup>韓東勲、祖国革新党代表国会議員<sup>チョクク</sup>の曹國、共に民主党院内代表国会議員<sup>バククソンデ</sup>の朴贊大、元大法院長<sup>キムミョンス</sup>金命洙、元大法官<sup>クオンスニル</sup>權純一などが含まれていた。

(イ) 呂寅兄<sup>ヨイニョン</sup>は趙志浩<sup>チョジホ</sup>に本件名簿と大部分一致する名簿を読み聞かせ、位置確認を要請した。洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>は同日 22 時 58 分頃及び 23 時 6 分頃、呂寅兄<sup>ヨイニョン</sup>に電話して一部始終を尋ねてみたが、呂寅兄<sup>ヨイニョン</sup>ははっきりと答えず、洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>が被請求人から国軍防諜司令部を支援するよう電話を受けたと言うと、当時の状況を説明して本件名簿と大部分一致する名簿を読み上げて位置確認を要請した。趙志浩<sup>チョジホ</sup>と洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>は呂寅兄<sup>ヨイニョン</sup>の要請に協力せず、国会に出動していた 10 組 49 人の国軍防諜司令部所属の軍捜査官らは国会の扉の外で待機していたが、緊急戒厳解除要求決議案が可決されると全員撤収した。これにより、本件名簿の人々に対する位置確認は実際に行われなかった。

(ウ) 被請求人は誰にも本件名簿に関連する指示をしたことはないと主張する。特に被請求人は、洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>と 2 回電話した事実はあるが、最初の電話は国情院長<sup>チヨ</sup>の趙<sup>テ</sup>太庸が海外出張中であると誤解して国情院をよくまとめるようにという趣旨でしたものであり、2 回目の電話は洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>が被請求人の海外巡訪時に警護を手伝ったことに対する激励の意味で電話し、戒厳とは無関係に間諜捜査業務について国

軍防諜司令部を支援せよという趣旨であったと主張する。

しかし、被請求人が洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>に2024年12月3日の最初の通話で、1～2時間後に電話することがあるかもしれないので待機せよと指示した後、本件戒厳宣布直後に再度電話をした点、被請求人は呂寅兄<sup>ヨイニョン</sup>と洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>が陸軍士官学校の先輩後輩関係であり、特別に洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>に国軍防諜司令部支援について言及したという点、被請求人は海外出張中であると思っていた趙太庸<sup>チョテヨン</sup>を本件戒厳宣布直前に大統領室で会い、洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>との2回目の通話直後に趙太庸<sup>チョテヨン</sup>と通話もしたが趙太庸<sup>チョテヨン</sup>には何ら特別の指示がなかったという点などを考慮すると、被請求人は最初から洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>に戒厳の状況で国軍防諜司令部に与えられた任務に関連する特別な用件を伝えようとしたものと見るのが相当であり、戒厳宣布直後の緊迫した状況で単なる激励の意味で、または間諜捜査業務に関連する一般的な指示をしようとしたものであったという被請求人の主張は信じがたい。

むしろ洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>との通話で言及を躊躇していた呂寅兄<sup>ヨイニョン</sup>が被請求人の電話を受けたという話を聞いて初めて状況説明をしながら位置確認を要請した事実、被請求人が国軍防諜司令官呂寅兄<sup>ヨイニョン</sup>、国情院第1次長洪壯源<sup>ホンジャンウォン</sup>、警察庁長趙志浩<sup>チョジホ</sup>を全て指揮できる立場にあった事実などに照らすと、布告令違反の恐れがあるとして必要なときに逮捕する目的で本件名簿に含まれる人々の位置を確認するようにした金龍顯<sup>キムヨンヒョン</sup>の指示が被請求人の意思と無関係に行われたとは考えがたい。

#### イ. 判断

- (1) 憲法第77条第5項、代議制民主主義等の違反の有無及び国会議員の不逮捕特権等の侵害の有無

- (ア) 韓国憲法は自由民主的基本秩序の保護をその最高の価値とし、これを具現するために立法権は国会(憲法第 40 条)に、行政権は大統領を首班とする政府(憲法第 66 条第 4 項)に、司法権は裁判官で構成される裁判所(憲法第 101 条第 1 項)にそれぞれ帰属させる権力分立原則をとっている(憲法裁判所 1994 年 4 月 28 日 89 헌마 221 参照)。代議制民主主義において国会は主権者である国民が選出した国会議員で構成された国民の代表機関として立法機能、政府監督機能、財政に関する機能などを遂行し(憲法裁判所 2003 年 10 月 30 日 2002 헌라 1 参照)、このような国会の機能は主に国民の政治的意思が収斂され、議論される公的な場所である国会本館内の本会議場で国会議員による審議・表決権行使によって実現される。
- (イ) 一方、憲法第 77 条第 5 項は国会が在籍議員の過半数の賛成で戒厳の解除を要求したときには大統領はこれを解除しなければならないと規定することによって大統領の戒厳宣布権の濫用を統制できる権限を国民の代表機関である国会に付与しているから、非常戒厳が宣布された場合にも国会の権限を制限することはできないと言うべきである。そうでなければ大統領が非常戒厳を宣言することによって憲法に基づく国会の統制権限を無意味にすることができるからである。同じ趣旨から、行政権の不当な弾圧から国会議員の活動を保障するために憲法第 44 条第 1 項で「国会議員は現行犯である場合を除き会期中国会の同意なく逮捕又は拘禁されない」と規定した国会議員の不逮捕特権は、戒厳法第 13 条で「戒厳施行中国会議員は現行犯である場合を除き逮捕又は拘禁されない」と規定することによって会期中であるか否か及び国会の同意の有無にかかわらずさらに強化された形で保障されている。
- (ウ) それにもかかわらず被請求人は軍警を投入して国会議長及び国会議員らが国会に自由に出入りすることを妨害する一方、彼らを引きずり出せと指示することによって戒厳解除要求権をはじめとする国会の権限行使が適切に行われないように

しようとした。被請求人のこのような行為は、国民の代表機関である国会に戒厳解除要求権を付与した憲法第 77 条第 5 項に違反したものであるだけでなく、国会がその機能を忠実に実現できないようにするものであり、代議制民主主義と権力分立の原則に真っ向から反するものであり、国民の代表である国会議員の審議・表決権など憲法上の権限及び戒厳の状況において特に重要な意味を持つ国会議員の不逮捕特権を侵害したものである。

(2) 政党活動の自由を侵害したか

(ア) 政党は国民と国家の仲介者として政治的導管の機能を遂行し、国民の多元的意思を形成・統合することにより国家政策の決定に直接影響を及ぼすことができる規模の政治的意思を形成している(憲法裁判所 2020 年 5 月 27 日 2019 헌라 1 参照)。このため憲法第 8 条第 1 項は政党設立の自由を明示的に規定しているが、政党の設立だけが保障されるだけでその活動が任意に制限されうるのであれば政党設立の自由は事実上何の意味もなくなるから、上記条項は政党活動の自由を含む政党の自由を広範囲に保障するものであるといえる(憲法裁判所 2004 年 12 月 16 日 2004 헌마 456; 憲法裁判所 2014 年 1 月 28 日 2012 헌마 431 等参照)。

(イ) 党代表、院内代表などの政党機関の活動は政党自身の活動であるから、当然に憲法的に保障されるべき政党の活動とすることができる(憲法裁判所 2014 年 12 月 19 日 2013 헌다 1 参照)。政党所属国会議員は基本的に国民全体の代表としての地位を有するが、政党民主主義の発展により、所属政党の公認を受けてその支援や背景の下で当選し、政治意思の形成においても事実上政党の規律や党論等の影響を受けるようになり、政党の理念を代弁する地位も併せ持つようになったので(憲法裁 2014 年 12 月 19 日 2013 헌다 1; 憲法裁判所 2020 年 5 月 27 日 2019 헌라 1 参照)、これらの活動も一部分政党の活動になりうる。

(ウ) 金龍顯<sup>キムヨンヒョン</sup>は本件戒厳宣布直後、戒厳違反の恐れがあるとして必要に応じて逮捕す

る目的で各政党の代表及び院内代表などに対する位置確認を指示したが、前述したように上記指示は被請求人の意思と無関係に行われたとは考えがたい。これは各政党所属の国会議員を含む党員に対して相当な影響力を行使することができる上記の人々の活動を制約することによって各政党の活動も制約しようとする意図を持った行為と見られる。したがって被請求人の上記のような行為は政党活動の自由を侵害したものである。

#### (3) 憲法に基づく国軍統帥義務等に違反したか

前述したように、被請求人は国会の憲法上の権限行使を妨げ、政党の活動を制約しようとする政治的目的により国会に兵力を投入して本会議場から国会議員を引きずり出せと指示し、主要政治家に対する位置確認指示に関与した。

平素、戦時のような非常状況を前提に訓練してきた軍人らは本件戒厳が宣布されて出動指示が出されると、個人火器などを所持して国会に出動した。しかし軍人らが対峙したのは敵ではなく一般市民であり、一般市民に対して積極的に武力を行使することができなかつた軍人たちは上記のような指示を履行できなかつた。憲法制定権者である国民はわが国の憲政史上再び軍の政治介入を繰り返さないように国軍の政治的中立性を憲法に明示したが、国軍統帥権者である被請求人が政治的目的でその権限を濫用することによって国家の安全保障と国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命とし国のために奉仕してきた軍人が再び一般市民と対峙する状況が発生したのである。

そうすると、被請求人は国軍の政治的中立性に反して国軍統帥権を行使したので、憲法第5条第2項及び第74条第1項に違反した。

#### (4) 被請求人の主張に対する判断

(ア) 被請求人は本件戒厳宣布の知らせを聞いた国会関係者と市民が大挙して集まることに備え、「秩序維持」の目的で国会に兵力を投入したのだと主張する。

(イ) 被請求人はその根拠として、<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯に「戒厳が宣布された後、幹部中心に構成された 280 人だけを、実弾を支給せずに」投入せよと指示し、非常戒厳解除要求決議案が可決されるや否や即時兵力を撤収せよと指示したという点を挙げている。

しかし、被請求人が主張する指示の内容は郭種根<sup>クァクジョングン</sup>、李鎮雨<sup>イジンヌ</sup>、呂寅兪<sup>ヨイニョン</sup>の誰にも伝達された事実はない。むしろ彼らは本件戒厳宣布の数日前から対備態勢を整えるよう指示され、本件戒厳宣布前にすでに出動指示を受けた部隊もあった。被請求人が言及した 280 名は非常戒厳解除要求決議案の議決直前ころまで国会敷地内に進入した陸軍特殊戦司令部所属の軍人 270 余名を指していると見られるが、被請求人は首都防衛司令部所属の軍人らに国会構内に進入させろと電話するなど、280 名だけの投入を念頭に置いていなかったと見られる。

その上、国会に出動した軍人たちは主に対テロ作戦遂行を本来の任務として遂行していたため、国家重要施設として平常時も徹底した警備が行われている国会に対して単に秩序維持だけを目的として本来の警備人員及び追加された警察力を超えてこれらの軍人まで投入させたという主張は納得しがたい。また、被請求人は具体的な任務を指示しないことによって、彼らが実際の非常事態を前提に、用意されたマニュアルの通りに行動することを容認しており、実弾支給を禁じたり兵力を撤収させたのは、いずれも被請求人の指示によるものではなく、軍人たち自身が状況判断に基づいて独自に決定したものである。

(ウ) むしろ、被請求人は兵力投入で国会の戒厳解除要求権の行使を妨害することにより本件戒厳とそれに伴う本件布告令の効力を相当期間持続させようとしたものと見られる。

<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯は国会の塀の外郭は警察が、国会本館の外郭は首都防衛司令部が、国会本館の内部は陸軍特殊戦司令部がそれぞれ担当して統制する計画を立てた。被請

求人は兵力が国会に到着するまでは国会内の他の建物にいた国会議員らが本館に十分に行くことができ、警察も塀から国会議員を入れたことを知っているというが、これは国会に兵力が到着した後には上記の計画通り国会議員の本館への出入を遮断しようとしたことを推測させる。しかし上記計画通りの出入遮断が実行されず、非常戒厳解除要求決議案の議決が差し迫ると、議決定数が満たされないように本会議場にいる国会議員を引きずり出せと指示したものと見られる。

被請求人は戒厳解除に少なくとも数日かかると予想していたが予想より早く終わったと自認しており、<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯は本件戒厳が解除された後に開催された全軍主要指揮官会議で、「我が軍が被請求人の命令を受けて任務を遂行したが、衆寡敵せず望む結果にならなかった」と発言しているが、これを見ても被請求人の兵力投入目的が単に秩序維持にとどまらなかったことが分かる。

(エ) その上、本件戒厳宣布直後に企画財政部長官の<sup>チュンソンモク</sup>崔相穆が大統領室から受け取った文書には、「国会関連の各種補助金、支援金、各種賃金など現在運用中の資金を含め完全に遮断すること、国家非常立法機構関連の予算を編成すること」という内容があった。

被請求人は当該文書の作成及び伝達に関与した事実はないと主張するが、<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯は被請求人から戒厳の主務部署長官として関係部署に協力を求めよと指示を受けて上記文書を作成したと述べている点、当該文書には「予備費を早急な日時に十分に確保して報告すること」という内容もあるが、企画財政部長官が報告する対象は大統領である被請求人であると考えるのが相当である点、外交部長官<sup>チュョテヨル</sup>趙兌烈、<sup>チュョジホ</sup>趙志浩、<sup>キムボンシク</sup>金峰植も、その日別の文書を受け取ったが、<sup>チュョテヨル</sup>趙兌烈はこれを被請求人から受け取り、<sup>チュョジホ</sup>趙志浩、<sup>キムボンシク</sup>金峰植は前述のように被請求人が見ている前で

金龍顯<sup>キムヨンヒョン</sup>から受け取った点などに照らして、被請求人の上記主張は信じがたい。

また、被請求人は当該文書の内容について、国会を通じて政治的目的で支給される金員を遮断せよとか、緊急財政経済命令を発令するため企画財政部傘下の機構関連予算を編成せよという意味に過ぎないと主張する。しかし、このような意味に解釈するのは当該文言の通常の利用例からかなり逸脱している点、賃金を含む国会関連運用資金を完全に遮断せよという内容を国会ではない他の団体に関するだけのものと見ることはできない点、被請求人は民生及び経済活性化等のための政府推進法案が野党の反対で国会で可決されない状況を打開する方法の一つとして緊急財政経済命令を考えてきたというが、緊急財政経済命令は国会の集会を待つ余裕がない場合に限って行うことができる点(憲法第 76 条第 1 項)などに照らしてみると、被請求人の主張は首肯しがたい。

(オ) 一方、被請求人は秩序維持目的の兵力投入が国会に対しても可能なのは非常戒厳が宣布されると戒厳司令官が行政事務を管掌するからであるとか、集会・結社に対する特別な措置をとることができるからであると主張する。

戒厳法第 7 条第 1 項は、「非常戒厳の宣布と同時に戒厳司令官は戒厳地域のすべての行政事務と司法事務を管掌する」と規定している。上記規定の根拠となる憲法第 77 条第 3 項は非常戒厳宣布の際、「法律が定めるところにより政府や裁判所の権限に関して特別な措置を取ることができる」と規定しているが、特別な措置の対象となる政府や裁判所をいくら広く解釈しても、ここに国会を含めることはできない。これは前述のように憲法第 77 条第 5 項で国会に戒厳解除要求権を付与した趣旨、戒厳法第 13 条で戒厳施行中の国会議員の不逮捕特権を強化して保障した趣旨などに照らしてみてもそうである。したがって国会の事務は戒厳司令官が管掌することはできず、その事務が国会内の行政事務としての性格を持つとしても同様である。

ところで、国会法によると会期中に国会の秩序を維持するための国会敷地内の警護権は国会議長に属し(第 143 条)、国会議長が警護のために警察公務員の派遣を要求する場合にも、会議場建物内の警護業務は国会に所属する警衛に専属する(第 144 条)。何人も国会議員が会議に出席するために会議場に入出入りすることを妨げてはならず(第 148 条の 3)、会議場には国会議員、国務総理、国務委員または政府委員、その他議案審議に必要な人と国会議長が許可した人以外は出入りすることができない(第 151 条)。このように会期中の国会敷地内の秩序維持業務はあくまでも国会の事務であるから、憲法第 77 条第 3 項に基づく特別な措置の対象になりえず、戒厳法第 7 条第 1 項に基づき戒厳司令官が管掌する事務と言うこともできない。

同様の趣旨で、戒厳法第 9 条第 1 項によれば、戒厳司令官は非常戒厳地域で軍事上必要な場合、集会・結社に対して特別な措置をとることができるが、会期中の国会敷地内の秩序維持のためという名目でこれを行うことはできないというべきである。

(カ) 以上のように、「秩序維持」の目的で国会に兵力を投入したのだという被請求人の主張は認められない。

#### (5) 小結

そうすると、被請求人は軍警を投入して国会議長及び国会議員が国会に自由に入出入りすることを統制する一方、彼らを引きずり出すように指示し、戒厳解除要求権をはじめとする国会の権限行使が適切に行われないように妨害し、必要な時に逮捕する目的で行われた各政党代表等に対する位置確認指示に関与することにより憲法第 5 条第 2 項、第 74 条第 1 項、第 77 条第 5 項及び代議制民主主義、権力分立原則に違反するとともに、国会議員の審議・表決権及び不逮捕特権など憲法上の権限を侵害して政党活動の自由も侵害した。

## 7.本件布告令の発布に関する判断

### ア. 認定事実

- (1) 国防部長官<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯は被請求人が近いうちに非常戒厳を宣布することに備えて、2017年戒厳文書に添付された2017年布告文及び1979年10月27日付の戒厳布告第1号などかつての軍事政権時代の例文を参考に本件布告令の草案を作成しておいた。被請求人が2024年12月1日頃、<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯に非常戒厳が発令することになれば何が必要かを尋ねると、<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯は予め準備しておいた本件布告令草案等を被請求人に報告し、被請求人は国民に不便を与える恐れがあり時代に合わないという理由で夜間通行禁止条項を削除するよう指示した。<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯は2024年12月2日頃、被請求人の指示に従って修正した本件布告令草案等を被請求人に報告し、被請求人はこれを承認した。
- (2) 戒厳司令官<sup>バガンズ</sup>朴安洙は2024年12月3日22時30分頃戒厳司令官に任命された後、<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯から本件布告令の草案を受け取った。<sup>バガンズ</sup>朴安洙は本件布告令の草案を読んだ後<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯に法的な検討が必要なようだと言ったが、<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯はすでに検討を受けたのでそのまま発令せよと言った。これに対し<sup>バガンズ</sup>朴安洙は<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯の指示に従い公布時間だけを22:00から23:00に修正した後、2024年12月3日23時17分頃、本件公布令に署名し、23時23分頃これを発令した。本件布告令の内容は、【別紙4】のとおりである。

### イ. 判断

- (1)本件布告令の法的性格及び効力

本件布告令は戒厳法第 9 条第 1 項、第 14 条第 2 項の内容を補完する機能を有し、それと結合して対外的に拘束力のある法規命令としての効力を有する(大法院 2018 年 11 月 29 日宣告 2016 ㉔ 14781 判決参照)。したがって、本件布告令が発令されると直ちにすべての国民は一切の政治活動など本件布告令が禁止する行為をしてはならない義務を負うことになり、その義務に違反した場合令状なしに逮捕・拘留・押収・搜索を受ける可能性があり、戒厳法第 14 条第 2 項により 3 年以下の懲役に処せられることになる。

被請求人は単に戒厳の形式を整えるために象徴的に本件布告令を発令したのであってこれを執行する意思がなかったし、上位法に抵触する可能性があり執行することもできなかつたと主張する。しかし被請求人が本件戒厳を宣布すれば追加的な措置がなくても直ちに非常戒厳の効力が発生するから、戒厳の形式を整えるために本件布告令を発令する必要はない点、被請求人が本件布告令が執行されないと考えたならば、夜間通行禁止条項を削除する必要はなく、国民に不便を与える恐れがあり時代に適さないという理由で夜間通行禁止条項を削除したことはむしろ残りの条項の効力発生及び執行を容認したと見ることができる点、被請求人は国会の反国家的活動を禁止するために本件布告令に国会の活動を禁止する内容を盛り込んだとも主張している点、被請求人は本件布告令が発令される頃、戒厳司令官朴安洙<sup>パガンソ</sup>に電話して警察庁長趙志浩<sup>チョジンホ</sup>に本件布告令の内容を知らせろと言い、趙志浩<sup>チョジンホ</sup>に直接 6 回電話した点、金龍顯<sup>キムヨンヒョソン</sup>は本件第 4 回弁論期日で、本件布告令が効力があるから実際に執行しようとし、当然そうするのが正しいと思うと証言した点などに照らし、これを信じることは困難である。

(2) 憲法第 77 条第 5 項及び代議制民主主義等の違反の有無について

被請求人は国会との対立状況を打開するために本件布告令を通じて国会の活動を

全面的に禁止した。これは国会に対する軍警投入と同様に、国民の代表機関である国会に戒厳解除要求権を付与した憲法第 77 条第 5 項に違反しただけでなく、代議制民主主義と権力分立の原則に明らかに反し、国民の代表である国会議員の審議・表決権など憲法上の権限を侵害したものである。

被請求人は、国会の解散を命じたり国会の非常戒厳解除要求決議案議決のための議定活動など正常な活動を禁止しようとするのではなく、反国家的な活動を禁止するために上記のような布告令を発令させたと主張する。しかし本件布告令は単に国会の活動を禁止すると規定しており、国会の全ての活動を禁止すると解釈される。また、被請求人は反国家的行為とは国益を害し国の危機をもたらす一切の行為であり、非常戒厳宣布の実質的要件違反の有無の部分で検討した国会の立法権の行使及び予算の削減等が全てこれに該当すると主張する。しかし国会の立法権の行使及び予算削減等は憲法と法律に基づく国会の権限行使であるから、被請求人の主張によっても本件布告令は事実上国会の全ての活動を禁止することに他ならない。したがって被請求人の上記主張は受け入れることができない。

### (3)地方自治の本質的内容を侵害したか

憲法第 117 条と第 118 条によって制度的に保障される地方自治は主権の地域的主体としての住民による自己統治の実現のためのものであり、地方自治の本質的な内容である核心領域はいかなる場合においても立法その他の中央政府の侵害から保護されなければならない(憲法裁判所 2014 年 6 月 26 日 2013 헌마 122 参照)。憲法が直接規定した地方自治体の機関である地方議会は地域住民が選出した地方議会議員で構成された住民の代表機関として、地方行政事務と法令の範囲内での地方自治体の意思を決定し、地方行政事務に関する条例を制定し、執行機関の業務を監視、監督する役割を果たす(憲法裁判所 2008 年 6 月 26 日 2005 헌라 7 参照)。地方自治体の存在自体を否定したり各種権限を抹殺することは地方自治体の本質的な内容を侵

害するものである(憲法裁判所 2001 年 11 月 29 日 2000 헌바 78 参照)。

被請求人は本件布告令を通じて地方議会の活動を全面的に禁止したから、これは地方自治の本質的な内容を侵害したものである。被請求人は地方議会の活動も反国家的な活動のみを禁止したものであると主張するが、そのような主張を受け入れることができないことは国会活動禁止の部分で検討したとおりである。

#### (4) 憲法第 8 条に違反したか

前述したように、憲法は今日の代議制民主主義において政党が有する意義と機能を考慮して政党制度を採用し、政党活動の自由を含む政党の自由を広く保障している。

被請求人は本件布告令を通じてすべての政党の活動を全面的に禁止した。これは政党活動の自由を侵害しただけでなく、憲法が保障している政党制度自体を否定するものであり、憲法第 8 条に違反するものである。

#### (5) 国民主権主義及び自由民主的基本秩序違反に違反したか

韓国憲法の前文と本文全体に含まれている最高理念は国民主権主義と自由民主主義に基づく立憲民主主義憲法の本質的な基本原理に基礎を置いている。その他の憲法上の諸原則もここに由来するものであるから、これは憲法をはじめとするすべての法令解釈の基準となり、立法形成権の行使の限界と政策決定の方向性を提示し、ひいてはすべての国家機関と国民が尊重し守るべき最高の価値規範である(憲法裁判所 1989 年 9 月 8 日 88 헌가 6 参照)。

主権者である国民が自分の政治的考えを表現したり合法的な集会やデモを通じて主張することは国家の安全に対する脅威ではなく、韓国憲法の根本理念である「自由民主的基本秩序」の核心的な保障領域に属するものである。政府に対する批判に対して合理的な広報と説得で対処するのではなく、批判自体を根本的に排除しようとする公権力の行使や規範の制定は大韓民国憲法が予定している自由民主的基本秩

序に合致しないから、その正当性を付与することはできない(憲法裁判所 2013 年 3 月 21 日 2010 헌마 132 等参照)。

被請求人は本件布告令を通じて国会の活動を禁止するだけでなく、一般国民の政治的基本権、報道・出版・集会・結社の自由などを包括的・全面的に制限し、その行使を犯罪行為として規定した。これは上記のような基本権の行使を許容すると国会との対立状況を打開するのに支障をきたすという判断の下、一般国民の批判自体を根本的に排除するために行われた措置であるから、憲法の根本原理である国民主権主義と自由民主的基本秩序に違反するものである。

(6)憲法第 77 条第 3 項及び戒厳法第 9 条第 1 項に違反したか

(ア) 憲法第 77 条第 3 項は、非常戒厳が宣布されたときは法律の定めるところにより令状制度、言論・出版・集会・結社の自由に関する特別な措置をとることができると規定している。これに基づき戒厳法第 9 条第 1 項は非常戒厳地域で軍事上必要な時は戒厳司令官が国民の基本権を制限する特別な措置を取ることができるようにしたが、その対象を逮捕・拘留・押収・搜索・居住・移転・報道・出版・集会・結社または団体行動に限定している。

憲法第 77 条第 1 項及び戒厳法第 2 条第 2 項が規定する非常戒厳宣布の要件に照らすと、戒厳法第 9 条第 1 項で定めた「軍事上必要な時」とは戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態で敵と交戦状態にあたり、社会秩序が極度に攪乱され行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状態が現実的に発生し、警察力だけでは到底非常事態の收拾が不可能であり、兵力を動員してそのような状況に至った直接的な原因を除去することが必ず必要になったときを意味する(大法院 2018 年 11 月 29 日宣告 2016 ㄷ 14781 判決参照)。また、憲法上の国家緊急権の認定の趣旨及び戒厳司令官の特別な措置が国民の基本権を制限する点を考慮すると、特別な措置は危機状況の直接的な原因を除去するのに必要不可欠な最小限の範囲内で

のみ採ることができる(憲法裁判所 1996 年 2 月 29 日 93 헌마 186 ; 憲法裁 2015 年 3 月 26 日 2014 헌가 5 参照)。

(イ) 前述したように、本件戒厳宣布当時戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態が発生したとか、敵と交戦状態にあるとか、社会秩序が極度に攪乱されて行政及び司法機能の遂行が著しく困難な状態が発生したとすることはできないから、戒厳法第 9 条第 1 項で定めた「軍事上必要な時」に該当するともいえない。それにもかかわらず被請求人は本件布告令を通じて国民の基本権を制限したので、戒厳法第 9 条第 1 項に違反した。

(ウ) また、戒厳法第 9 条第 1 項は戒厳司令官の特別な措置の対象を「逮捕・拘留・押収・押収・搜索・居住・移転・報道・出版・集会・結社または団体行動」に限定している。ところが被請求人は本件布告令を通じて国会と地方議会、政党の活動と一切の政治活動を禁止することにより政治的基本権、政党の自由を制限し、医療現場を離脱した全ての医療人に 48 時間以内に本業に復帰させることによって職業の自由も制限した。したがって被請求人は戒厳法第 9 条第 1 項が規定していない憲法上の権利又は自由を制限したという点においても上記条項に違反したのである。

(エ) 本件布告令は国会、地方議会及び政党の活動を全面的に禁止し、一切の政治活動を禁止し、すべての言論と出版が戒厳司令部の統制を受けられるようにし、社会混乱を助長するストライキ、サボタージュ、集会を全面的に禁止し、すべての医療人に 48 時間以内に本業に復帰して勤務させるなど、国民の基本権を広範囲に制限する内容を含んでいる。

本件布告令第 6 項は、「反国家勢力など体制転覆勢力を除いた善良な一般国民は日常生活に不便を最小化できるように措置する」と規定しているが、「善良な一般国民」と「日常生活に不便」の意味するところは不明確であり、執行機関が

これを恣意的に解釈する危険性があるだけでなく、上記規定を勘案しても本件布告令による基本権の制限が危機状況の直接的な原因を除去するのに必要不可欠な最低限の範囲内で行われたとすることはできない。

そうすると、被請求人は憲法第 77 条第 3 項及び戒厳法第 9 条第 1 項に違反して本件布告令を発令させたことにより、国民の政治的基本権、言論・出版・集会・結社の自由、政党の自由、団体行動権、職業の自由、身体を侵害した。

#### (7) 令状主義に違反したか

憲法第 12 条第 3 項本文は「逮捕・勾留・押収又は搜索をするときは適法な手続きに基づいて検事の申請により裁判官が発布した令状を提示しなければならない」と規定し、憲法第 16 条は住居に対する押収や搜索をするときは検事の申請により裁判官が発布した令状を提示しなければならない」と規定することにより令状主義を憲法的次元で保障している。韓国憲法が採択してきた令状主義は、刑事手続に関して逮捕・勾留・押収・押収・搜索の強制処分を行うに当たっては司法権の独立によって身分が保障される裁判官が発布した令状によらなければならないという原則である。したがって憲法上の令状主義の本質は逮捕・勾留・押収・押収・搜索等の基本権を制限する強制処分を行うに当たっては中立的な裁判官の具体的判断を経なければならないという点にある(憲法裁判所 2018 年 6 月 28 日 2012 헌마 191 等参照)。

非常戒厳地域で軍事上の必要性が認められ、特別な措置として事前令状主義の例外を認める場合でも、令状主義の本質を侵害することは許容されないので、捜査機関の強制処分が令状なしに行われる場合、早急な時間内に裁判官による事後審査が行われるような装置が設けられなければならない(憲法裁判所 2012 年 12 月 27 日 2011 헌가 5; 憲法裁判所 2013 年 3 月 21 日 2010 헌마 132 等参照)。

被請求人は本件布告令を通じて「一切の政治活動」、「自由民主主義体制を否定し

たり、転覆を企図する一切の行為」、「社会混乱を助長するストライキ、サボタージュ、集会行為」等の広範な行為を禁止し、その違反者に対して令状なしに逮捕・拘留・押収・搜索をすることができるようにした。これはいかなる制約条件も設けず裁判官の具体的な判断なしに逮捕・拘禁・押収・搜索を行うことができるようにし、これに対して裁判官による事後的な審査装置も設けていないから、国家緊急権が発動される状況であっても守られるべき令状主義の本質を侵害するものである。

(8) 憲法に基づく国軍統帥義務等に違反したか

前述のように、被請求人は国会との対立状況を打開する等の意図により戒厳司令官に本件布告令を発令させた。したがって被請求人は国軍の政治的中立性に反して国軍統帥権を行使したので、憲法第 5 条第 2 項及び第 74 条第 1 項に違反した。

(9) 結論

被請求人は戒厳司令官に本件布告令を発令させることにより憲法第 5 条第 2 項、第 74 条第 1 項、第 77 条第 5 項、代議制民主主義、権力分立原則に違反し、国民の代表である国会議員の審議・表決権などの憲法上の権限を侵害し、地方自治の本質的な内容を侵害して憲法第 8 条、国民主権主義及び自由民主的基本秩序に違反した。その上、被請求人は本件布告令を通じて憲法第 77 条第 3 項及び戒厳法第 9 条第 1 項、令状主義に違反し、国民の政治的基本権、言論・出版・集会・結社の自由、政党の自由、団体行動権、職業の自由、身体の自由を侵害した。

## 8. 中央選管委に対する押収・搜索に関する判断

### ア. 認定事実

(1) 被請求人は 2023 年に行われた選管委に対する国情院のセキュリティ点検後も不正選挙に関する疑惑が解消されていないとして、「選管委は憲法機関であり司法部関係者が委員を務めているため、平時の状況では令状による押収・搜索や強制捜査が

事実上不可能である」という理由を挙げて、国防部長官<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯に非常戒厳が宣布されたらこの機会に軍隊を動員して選管委の電算システムを全般的に点検するように指示した。

(2)情報司令部所属の軍人 10 余名は本件戒厳宣布直後、中央選管委果川庁舎に入り、夜間当直者の携帯電話を押収し、彼らに対する行動監視及び外部連絡遮断、出入統制を行い、統合選挙人名簿システムサーバーなどの電算システムを撮影した後待機し、非常戒厳解除要求決議案が可決された後に撤収した。

陸軍特殊戦司令部所属の軍人らは中央選管委果川庁舎、冠岳庁舎、水原研修院(以下、上記 3 つの庁舎を合わせて「中央選管委庁舎」という)に出動し、中央選管委果川庁舎の場合は建物内外で、その他の場合は建物外でそれぞれ警戒勤務を行い、非常戒厳解除要求決議案が可決された後に撤収した。

国軍防諜司令部所属の軍人たちは不正選挙疑惑に関連する資料を確認できるように中央選管委庁舎のサーバーなどの電算システムを確保するよう指示を受けて出動したが、法務室の検討意見にしたがって目的地に到着する前に待機し、非常戒厳解除要求決議案が可決された後に撤収した。

## イ. 判断

(1) 令状主義に違反したか

(ア) 被請求人は令状による押収・捜索による不正選挙の疑惑の確認が事実上不可能であるなどの理由から、軍人を動員した有形力を行使して選管委の電算システムを点検させたものであり、これは結局令状なしの押収・捜索の強制処分を指示したものと見える。前述したように、現行憲法上の押収・捜索は第 77 条第 3 項、第 12 条第 3 項、第 16 条で厳格な要件下でのみ許容される例外に該当しない限り、裁判官が発布した令状によって行わなければならない。

(イ) まず、憲法第 77 条第 3 項に規定された例外に該当するかどうかを確認する。

上記条項及び戒厳法第 9 条第 1 項によると、非常戒厳地域で「軍事上必要な時」戒厳司令官が押収・搜索に対して特別な措置を取ることができるが、この場合「戒厳司令官はその措置内容を事前に公告」しなければならない。ところが先に見たように、本件戒厳宣布当時の状況が上記条項の特別な措置が軍事上必要な場合であったと言うことはできず、戒厳司令官朴安洙<sup>パガンズ</sup>が関連する措置内容を事前に公告したこともない。したがって憲法第 77 条第 3 項に規定された例外要件は充足されない。

(ウ) 次に憲法第 12 条第 3 項但書及び第 16 条後文の解釈上認められる例外に該当するかを検討する。憲法第 12 条第 3 項但書は「現行犯である場合と長期 3 年以上の刑に該当する罪を犯し逃亡又は証拠隠滅の恐れがある場合には事後に令状を請求することができる」として令状主義の例外を明文で認めており、憲法第 16 条後文はその解釈上「その場所に犯罪嫌疑等を立証する資料や被疑者が存在する蓋然性が疎明され、事前に令状の発布を受けがたい緊急の事情がある場合」令状主義の例外を認めている（憲法裁判所 2018 年 4 月 26 日 2015 헌바 370 等参照）。被請求人は選管委が憲法機関であり司法部関係者が委員であるため令状による押収・搜索が事実上不可能であるという理由を挙げているが、前述のように選管委は捜査機関の押収・搜索に応じて来ており、そのような理由だけでは事前に令状の発布を受けがたい緊急の事情等を認めることはできない。したがって憲法第 12 条第 3 項但書及び第 16 条後文の解釈上認められる例外要件も満たされない。

(エ) 結局、被請求人が選管委に対して令状なしの押収・搜索を行わせた行為は令状主義に違反する。

## (2)選管委の独立性を侵害したか

(ア) 今日の代議制民主主義において選挙は国民が代表者を決定・構成する方法であり、選出された代表者に民主的正当性を付与することにより国民主権主義の原則

を実現する核心的な役割を遂行する。選挙管理が公正に行われなければその選挙は本来の民主政治的機能を発揮できず、一つの形式的な機能に留まってしまう。選挙管理事務の担当機関を一般行政機関とは別個の独立機関として構成しなければならないという要請が出て来るのもこのためである(憲法裁判所 2008 年 6 月 26 日 2005 헌라 7; 憲法裁判所 2025 年 2 月 27 日 2023 헌라 5 参照)。

(イ) 行政府によって官権選挙が恣行されたいわゆる 3・15 不正選挙で代議制民主主義と国民主権主義の危機を経験した韓国国民は、憲法的な決断を通じて 1960 年 6 月 15 日の憲法改正(第 3 次改正憲法)以来選挙管理事務を行政府から機能的・組織的に分離して独立した憲法機関に委ねている。現行憲法も第 7 章で「選挙管理」という表題の下で選挙と国民投票の公正な管理及び政党に関する事務の処理を担当する独立した合議制の憲法機関として選挙管理委員会を置き、その構成に大統領、国会、大法院長が同等に参加するようにして委員の任期と身分を保障し、規則制定権も付与している(第 114 条)。選挙管理事務はその性格上行政作用に該当するにもかかわらず、韓国憲法が上記のように当該事務の主体を独立し合議制憲法機関として規定し、その独立性と中立性を強調する体系を選んだのは、公正な選挙管理のためには外部権力機関、特に大統領を伴う行政府の影響力を制度的に遮断しなければならないという確固たる意思が反映されたものである(憲法裁判所 2025 年 2 月 27 日 2023 헌라 5 参照)。

(ウ) ところが被請求人は憲法と法律が予定していない方法で軍隊を動員して中央選管委庁舎に無断で入り、選挙管理に使用される電算システムを押収・搜索させた。これは選管委の選挙管理事務に対する不当な干渉であり選挙が持つ本来の民主政治的機能に脅威を与える行為であり、選管委の独立性を徹底して保障しようとする韓国憲法の趣旨に反するものである。

(3) 被請求人の主張に対する判断

被請求人は選管委の電算システムに対する点検が、戒厳法第 7 条第 1 項に基づき戒厳司令官が管轄する行政事務の執行として行われたものであると主張する。しかし韓国憲法が選挙管理事務を一般行政事務と機能的に分離して規定している点に注目すれば(憲法裁判所 2008 年 6 月 26 日 2005 헌라 7 参照)、選挙管理事務には原則的に上記条項が適用されがたく、仮に適用される余地があるとしても被請求人の主張は次のような理由から受け入れることができない。

上記規定の趣旨は、戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態で行政機能の遂行が著しく困難な場合に戒厳司令官がその機能が麻痺しないように防止したり、正常に維持・回復できるようにするために必要な措置を取ることができるようにしたものである。したがって、当該機関の通常の機能遂行を全面的に引受けるという意味ではなく、戒厳目的の達成にどうしても必要な限度内で、当該機関の担当事務が正常に遂行できるようにする個別的・具体的な措置に限って行うことができるという意味に解釈するのが相当である。選管委は選挙と国民投票の公正な管理及び政党に関する事務を遂行しており(憲法第 114 条第 1 項)、本件戒厳宣布当時選管委が上記事務を正常に遂行できない状態にあったわけではない。被請求人は不正選挙に関する疑惑を解消する必要があったと主張するが、これを理由にした電算システムの点検が選管委の機能が麻痺することを防止したり、これを維持・回復するために兵力を動員してまでどうしても取らなければならない措置に該当するとは考えがたい。

#### (4)小結

そうすると、被請求人は令状主義の例外に該当する事由がないにもかかわらず選管委に対して令状なしに押収・捜索を行わせたことにより令状主義に違反し、行政府首班の地位から独立した憲法機関である選管委に対して憲法と法律が予定していない方法で軍隊を動員した押収・捜索を行ったことにより、選管委の独立性も侵害した。

## 9.法曹人に対する位置確認の試みに関する判断

### ア.認定事実

被請求人が本件戒厳宣布直後国情院 1 次長<sup>ホンジャンウォン</sup>洪壯源に電話して国軍防諜司令部を援助せよと指示した事実、その頃国軍防諜司令官呂寅<sup>ヨイニョン</sup>兄は国防部長官<sup>キムヨンヒョン</sup>金龍顯から本件名簿の人々について位置確認など動静を把握せよと指示を受けて趙志浩<sup>チョジホ</sup>に位置確認を要請した事実、<sup>ホンジャンウォン</sup>洪壯源が<sup>ヨイニョン</sup>呂寅兄に電話して被請求人の電話を受けたと言うと、<sup>ヨイニョン</sup>呂寅兄が本件名簿と大部分一致する名簿を読み上げて位置確認を要請した事実、本件名簿の人々に対する位置確認は実際に行われなかった事実などは前述のとおりである。これらの事実<sup>ニョン</sup>に照らすと、被請求人が本件名簿の人々に対して逮捕まですることを指示したか否かは不明であるとしても、必要に応じて逮捕する目的で行われた上記の人々についての位置確認の試みが被請求人の意思と無関係に行われたとは考えがたい点も先に見たとおりである。ところで、本件名簿には元大法院長<sup>キムシヨンス</sup>の金命洙及び元大法院官<sup>クォンスニル</sup>の權純一も含まれていた。

### イ.判断

#### (1) 司法権の独立を侵害したか

(ア) 憲法第 101 条第 1 項は司法権を裁判官で構成された裁判所に属すると規定し、組織・運営・機能の面で裁判所の独立を保障し、第 103 条は裁判官が裁判を行うにあたり法と良心による拘束以外にいかなる外部的な圧力や干渉を受けないように、裁判官の職務上の独立、すなわち裁判上の独立を保障している。また、憲法は裁判官の資格を法律で定めること<sup>ニョン</sup>にして任期を保障する一方、恣意的な罷免や不利益な処分を受けないようにするなど裁判官の身分も保障している(第 101 条

第3項、第105条、第106条第1項など)。このような裁判所の独立、裁判官の裁判上の独立、身分保障などはいずれも司法権の独立を構成する要素である。司法権の独立は権力分立原則を中枢的な内容の一つとする自由民主主義体制の特徴的指標であり、法治主義の一要素を形成すると同時に、憲法第27条で保障する国民の裁判請求権が正しく行使されるようにするための側面でその意義がある(憲法裁判所 2016年9月29日 2015 헌바 331 参照)。また、司法部が行政府及び立法府を牽制する上でも重要な役割を遂行するので、すべての国家機関には司法権の独立を守り尊重する義務があり、過度な干渉と統制などによりこれを侵害してはならない。

(イ) 行政府の首班である被請求人は、退任して間もない元大法院長<sup>キムミョンス</sup>金命洙及び元大法官<sup>クォンヌニル</sup>權純一について、必要に応じて逮捕する目的で行われた位置確認指示に関与した。これは現職裁判官らに自分たちもいつでも行政府により逮捕の対象になる可能性があるという圧力を受けさせ、所信にしたがった裁判業務の遂行に重大な脅威となる可能性がある(憲法裁判所 1992年11月12日 91 헌가2 参照)。このように個々の裁判官の身分保障及び裁判上の独立に脅威を与える行為は終局的に裁判所全体の独立を揺るがす結果につながり、国民の公正な裁判を受ける権利を保障して法治主義及び権力分立原則を実現するために設けられた司法権独立の制度的基盤まで崩壊させる可能性がある。

## (2) 小結

そうであれば、被請求人は、行政府首班の地位において、元大法院長<sup>キムミョンス</sup>金命洙及び元大法官<sup>クォンヌニル</sup>權純一に対し必要に応じて逮捕する目的で行われた位置確認指示に関与したことにより司法権の独立を侵害した。

## 10.被請求人を罷免するか否か

### ア. 法違反の重大性に関する判断基準

前述のように憲法裁判所法第 53 条第 1 項は、「弾劾審判請求が理由がある場合」被請求人を罷免する決定を宣告するように規定しており、大統領に対する弾劾審判事件において「弾劾審判請求が理由がある場合」とは大統領の罷免を正当化できるほど重大な憲法や法律違反がある場合をいう(憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 参照)。

大統領の罷免を正当化できる憲法や法律違反の重大性を判断する基準は弾劾審判手続が憲法を守護するための制度であるという観点と罷免決定が大統領に付与した国民の信任を剥奪するという観点から見出すことができる。弾劾審判手続が究極的に憲法の守護に寄与する手続であるという観点から見ると、罷免決定を通じて損傷した憲法秩序を回復することが要請されるほど大統領の法違反行為が憲法守護の観点から重大な意味を持つ場合に初めて罷免決定が正当化される。また、大統領が国民から直接民主的正当性を付与された代議機関であるという観点から見ると、大統領に付与した国民の信任を任期中に剥奪しなければならないほど大統領が法律違反行為を通じて国民の信任を裏切った場合に限り大統領に対する弾劾事由が存在すると言わなければならない(憲法裁判所 2004 年 5 月 14 日 2004 헌나 1; 憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 参照)。

### イ. 判断

#### (1) 憲法守護の観点から法律違反が重大であるか否か

##### (ア) 国民主権主義及び民主主義に対する違反

憲法第 1 条第 1 項は「大韓民国は民主共和国である」と規定し、民主主義を統治形態として採択しており、憲法第 1 条第 2 項は「大韓民国の主権は国民にあり、全ての権力は国民から生ずる」と規定し、国家権力の源泉と主体が国民であり、

国民だけが国家の政治的支配に正当性を与えることができるという国民主権主義を宣言している。これは国家権力の形成と行使が国家の特定階級や特定集団によって独占的に支配されないことを明らかにしたものである。

憲法第 40 条、第 41 条第 1 項、第 66 条第 4 項、第 67 条第 1 項は代議制民主主義を採用することにより民主主義の原理を具体化している。代議制民主主義において主権者である国民は選挙を通じて国会議員を選出し、国会議員は国民の代表として国民に対して自分の決定に対する政治的責任を負う。国会は国民の代表で構成された多元的な人的構成の合議体として、一般国民と野党の批判を許容し、公開的な討論を通じて国民の多様な見解と利益を認識して橋渡しする民主的手続きを通じて立法機能、政府監督機能、財政に関する機能などを遂行する(憲法裁判所 2003 年 10 月 30 日 2002 헌라 1; 憲法裁判所 2004 年 3 月 25 日 2001 헌마 882 参照)。要するに、国会は国民主権主義に立脚した民主国家を実現する国民の代表機関である。

被請求人は本件戒厳宣布及び本件布告令を通じて国会の活動を全面的に禁止し、国会の憲法上の権限行使を妨げる意図で国会に軍警を投入して国会の出入りを統制し、本会議場から国会議員を引きずり出せと指示することにより国民の代表機関である国会の権限行使を妨害した。

それだけでなく、被請求人は国民が政治的な反対の意思を表明することを根本的に排除するために本件布告令を通じて政党の活動と政治的結社、集会、デモなど一切の政治活動を禁止し、すべての報道と出版は戒厳司令部の統制を受けるようにすることにより、すべての国民の政治的表現の自由を全面的・包括的に剥奪した。

被請求人のこのような行為は自由民主的基本秩序を侵害したものであり、国民主権主義及び民主主義に対する重大な違反行為に該当し、それによって憲法秩序

に及ぼした否定的な影響も重大である。

(イ) 憲法が定めた統治構造に対する否定

憲法は主権者である国民から国家権力の行使を委任された国家機関がその権力を濫用することを防止するために国家権力を行使する様々な権限と機能を分散させて権力相互間の牽制と均衡を実現する権力分立の原則を採択している(憲法裁判所 2007 年 12 月 27 日 2004 헌마 98 参照)。

また、執権勢力が特定の機能を担当する国家組織を利用して国民の基本権と憲法的価値を侵害したわが国の痛ましい歴史的経験に対する反省として、憲法は国軍の政治的中立性を明示して(憲法第 5 条第 2 項、憲法裁判所 2018 年 7 月 26 日 2016 헌마 139 参照)、各種選挙及び投票管理等に関する事務を一般行政業務と機能的に分離して独立した憲法機関である選管委に委ねることにより(憲法第 114 条、第 115 条、憲法裁判所 2008 年 6 月 26 日 2005 헌라 7 参照)、執権勢力の不当な利用と干渉を制度的に排除ないし牽制できるようにしている。

現行憲法は長期独裁の可能性を遮断するために大統領の国会解散権を廃止し、第 77 条第 5 項で大統領の戒厳宣布権を統制できる戒厳解除要求権を国会に付与している。それにもかかわらず、被請求人は国会との対立状況を打開する意図で本件戒厳を宣布し、国会の活動を全面的に禁止する本件布告令を発令させ、軍警を動員して国会の権限行使を阻止しようとした。また、被請求人は本件布告令を通じて、憲法が定めた地方自治体の機関である地方議会の活動を全面的に禁止することにより地方自治の本質的な内容を侵害し、必要に応じて逮捕する目的で行われた法曹に対する位置確認指示に関与することにより司法権の独立を侵害した。被請求人のこのような行為は法治国家原理の基本要素である権力分立の原則に重大に違反したものである。

また、被請求人は不正選挙の疑惑を解消するために本件戒厳宣布と同時に軍警

を送り、中央選管委庁舎を占拠し、選挙管理に使用される電算システムなどを押収・搜索させた。このような被請求人の行為は選挙管理事務に不当に干渉し、選管委の独立性を侵害したものであり、その違反は重大である。

さらに、被請求人は国会との対立状況を打開する意図で兵力を動員して上記のような行為を行った。これは、国軍の政治的中立性に反して国軍統帥権を行使しただけでなく、それによって国家の安全保障と国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命として国のために奉仕してきた国軍の士気を低下させ、国軍に対する国民の信頼を毀損させたから、その違反は非常に重大である。

結局、被請求人は憲法が定めた統治構造に合致するように権限を行使せず、戒厳宣布権及び国軍統帥権を濫用し、国会、地方議会の権限、司法権及び選管委の独立性を侵害し、国軍の政治的中立性を毀損したから、これは法治国家原理に違反した行為に該当し、その違反の程度とそれによって憲法秩序に及ぼした否定的な影響も重大である。

#### (ウ) 国民の基本権に対する重大な侵害

被請求人は行政府の首班として国家が個人の持つ不可侵の基本的人権を確認してこれを保障する義務を忠実に履行できるように権限を行使して職責を遂行すべき義務を負う(憲法第 10 条、憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 参照)。

ソウル高等法院は 1979 年 10 月 27 日付の戒厳布告第 1 号が令状主義と罪刑法定主義の明確性原則に反し、言論・出版・集会・結社の自由等を侵害し、違憲・無効であると判断し(ソウル高等法院 2021 年 11 月 11 日宣告 2020 재노 26 判決参照)、大法院も上記戒厳布告と類似の内容を規定していた 1979 年 10 月 18 日付の非常戒厳宣布による戒厳布告第 1 号等を無効と判断した(大法院 2018 年 11 月 29 日宣告 2016 도 14781 判決; 大法院 2018 年 12 月 13 日宣告 2016 도 1397 判決; 大法院 2018 年 12 月 13 日付 2015 모 2381 決定; 大法院 2018 年 12 月 28 日付

2017 ㉟ 107 決定; 大法院 2019 年 1 月 31 日宣告 2018 ㉟ 6185 判決参照)。

それにもかかわらず、被請求人は上記 1979 年 10 月 27 日付戒厳第 1 号等を参考にして作成された本件布告令を発布させた。本件布告令は国会、地方議会及び政党の活動を全面的に禁止し、一切の政治活動を禁止し、すべての言論と出版が戒厳司令部の統制を受けるようにし、社会混乱を助長するストライキ、サボタージュ、集会を全面的に禁止し、すべての医療人に 48 時間以内に本業に復帰して勤務するようにする等、国民の自由を広範囲に制限し、これに違反すると令状なしに逮捕・拘留・押収・搜索し、戒厳法第 14 条により処断するという内容を含んでいる。

結局、被請求人は憲法と法律に違反して本件戒厳を宣布し本件布告令を発令させることにより国民の基本権を包括的・全面的に侵害したので、その法違反の程度が嚴重であり憲法秩序に及ぼす否定的影響も非常に大きい。

(エ) 被請求人は本件戒厳が野党の専横と国政の危機的状況を国民に知らせ訴えるための目的で、即時解除を前提として暫定的・一時的な措置として宣言された「警告性戒厳」又は「アピール型戒厳」である点、国会が非常戒厳解除要求の手続きを迅速に進めたほど議会活動が正常に行われた点、国会の非常戒厳解除要求に基づき約 6 時間で本件戒厳を解除した点、報道・出版・集会・結社の自由が実質的に封鎖された具体的事例も全く確認されない点、実際に政治家などに対する逮捕が行われなかった点などを挙げて、被請求人の法違反が重大ではないという趣旨の主張をする。

しかし、前述のように被請求人が宣布した非常戒厳とそれに伴って行った一連の憲法及び法律違反行為は、それが直ちに憲法的価値と基本権を侵害することになるという点で、単に「警告性戒厳」又は「アピール型戒厳」に過ぎないということとはできない。被請求人が本件戒厳を宣布した後、軍警を投入させて国会の憲

法上の権限行使を妨害することにより国民主権主義及び民主主義を否定し、兵力を投入させて中央選管委を押収・搜索させるなど、憲法が定めた統治構造を無視して本件布告令を発令することによって国民の基本権を広範囲に侵害した一連の行為は法治国家原理と民主国家原理を構成する基本原則に違反したものであり、それ自体が憲法秩序を侵害し、民主共和政の安定性に深刻な危害を与えたので、憲法守護の観点から容認できない重大な法違反に該当する。

被請求人の国会統制等にもかかわらず、国会が迅速に非常戒厳解除要求決議案を可決することができたのは、市民らの抵抗と軍警の消極的な任務遂行のおかげであり、結果的に非常戒厳解除要求決議案が可決されたという理由で被請求人の法違反が重大でないとはいえない。また、本件布告令の発令と同時に国民の基本権が広範囲に侵害され、被請求人は戒厳司令官朴安洙に電話して警察庁長官趙志浩に本件布告令の内容を知らせろと指示し、趙志浩に直接 6 回電話したのであるから、それ以外に本件布告令違反を理由にした追加的な措置が取られなかったという理由により被請求人の法違反が重大でないということもできない。被請求人が国会の非常戒厳解除要求を受け入れて本件戒厳を解除したことは事実であるが、これは国会の戒厳解除要求に基づく戒厳解除義務に違反しなかったことを示しているに過ぎず、さらに既に被請求人が行った法違反まで重大ではないと評価することはできない。

(オ) 請求人が被請求人の本件戒厳宣布をはじめとする一連の行為について内乱罪等の刑法違反行為として構成した後にこれを憲法違反行為に包摂して主張したことは前記の適法要件判断の部分で見たとおりである。憲法裁判所は本件において上記行為に関連する事実関係を憲法及び戒厳法等違反の法律的关系に包摂して審理し、これに基づいて被請求人の法違反が重大であると判断した。このような点に

照らすと、本件において内乱罪等の刑法違反の有無に関する判断はなかったとしても、それに関連する事実関係の審理を経て憲法及び戒厳法等違反について判断し、これを基にその法違反の重大性を判断しているのであるから、被請求人の法違反の重大性に対する判断が誤りであるとか不足しているとはいえない。

## (2) 国民の信任を裏切った行為に該当するか

### (ア) 国家緊急権濫用の歴史の再現

韓国国民は長い間国家緊急権の濫用の犠牲となってきた痛苦の経験を持っている。1952年には李承晩<sup>イスンマン</sup>元大統領が釜山でいわゆる「政治波動」を起こし、戒厳を宣布した後、大統領直選制を骨子とする改憲案を通過させた。朴正熙<sup>パクチョンヒ</sup>元大統領は1971年12月6日に国家非常事態を宣布したが、これを法的に裏付けるために1971年12月27日に制定された「国家保衛に関する特別措置法」は大統領がその裁量により非常事態を宣言し、国民の基本権を停止させ、国会で審議・確定した予算案を変更することができるなどの非常大権を大統領に付与した(憲法裁判所1994年6月30日 92 헌가 18; 憲法裁判所2015年3月26日 2014 헌가 5 参照)。

朴正熙<sup>パクチョンヒ</sup>前大統領は1972年10月17日、大統領特別宣言を通じて既存の憲法秩序を中断させ、いわゆる維新体制に移行しようと、それに対する抵抗を事前に封鎖するために非常戒厳を宣布し(大法院2018年12月13日宣告 2016 도 1397 判決参照)、1979年10月18日、維新体制に対する国民的抵抗である釜馬民主抗争(釜馬民主抗争関連者の名誉回復及び補償等に関する法律第2条第1号)を弾圧するために非常戒厳を宣布した(大法院2018年11月29日宣告 2016 도 14781 判決参照)。全斗煥<sup>チョンドファン</sup>、盧泰愚<sup>ルテウ</sup>元大統領等は、いわゆる12・12軍事反乱で軍の指揮権と国家の情報機関を掌握した後、政権を奪取するために1980年5月17日、当時の大統領等を強圧して非常戒厳の全国拡大を宣布させた(大法院1997年4月17日

宣告 96 ㉔ 3376 判決参照)。上記戒厳宣布にはいずれも国民の基本権を広範囲に制限する戒厳布告が伴った。

国家緊急権の深刻な濫用は維新憲法(1972 年 12 月 27 日憲法第 8 号で全部改正された憲法)第 53 条に基づく緊急措置権の発動においても現れた。緊急措置は 9 回にわたり発動されたが、国民の基本権を侵害する違憲的な内容で濫用され、これに対する反省として 1980 年 10 月 27 日の第 8 次改憲でこれを廃止し、緊急措置権限(第 51 条)に置き換え、1987 年 10 月 29 日の第 9 次改憲では緊急措置権限も廃止した(憲法裁判所 2013 年 3 月 21 日 2010 헌마 132 等参照)。

大統領殺害を理由に 1979 年 10 月 27 日に宣言された戒厳が 1981 年 1 月 24 日に解除された後、1993 年 8 月 12 日に「金融実名取引及び秘密保障に関する緊急財政経済命令」が発令された以外は、本件戒厳が宣言されるまで国家緊急権は行使されなかった。これは民主主義が定着し、国民の憲法守護に対する意志が確固たるものとなることにより現れた当然の結果であった。前記のように、憲法裁判所と大法院も過去の国家緊急権の発動が憲法に違反することを確認することによって立憲民主主義を確固たるものとした。

被請求人は最後の戒厳が宣布されたときから約 45 年が経過した 2024 年 12 月 3 日、再び政治的目的で本件戒厳を宣布することにより国家緊急権を濫用した。本件戒厳の宣布及びそれに伴う措置は社会的・経済的・政治的・外交的に多大な波紋を呼び起こし、もはやこれ以上国家緊急権が政治的目的で濫用されることはないと信じていた国民は大きな衝撃を受けた。被請求人による国家緊急権の濫用は国民の憲法上の基本権を侵害し、憲法秩序を侵害しただけでなく、対外信認度に及ぼす否定的影響、政治的不確実性の拡大による外交的、経済的不利益などを考慮すると、国益を著しく害したことは明らかである。

結局、私たちの憲政史的文脈において、本件戒厳宣布及びそれに伴う措置が国

民に与えた衝撃と国家緊急権の濫用が国内外に及ぼす波及効果を考慮すると、被請求人が自由民主的基本秩序を守り、国政を誠実に遂行するであろうという信頼が失われ、もはや彼に国政を任せることができない程度に至ったというしかない。

(イ) 大統領としての権限行使に対する不信の招来

韓国憲法は大統領を行政府の首班であり国家元首として規定し(第 66 条第 1 項及び第 4 項)、数多くの権限の行使を可能にしている。しかし大統領の権限はあくまでも憲法によって付与されたものであるから(憲法裁判所 2004 年 5 月 14 日 2004 헌나 1 参照)、権限を保有しているという理由だけで、憲法上の限界を超えてこれを恣意的に行使することはできないのである。特に、韓国憲法が選んだ大統領制では、大統領の権限行使が国民の基本権及び憲法秩序に及ぼす影響が大きいため、その行使に一層慎重を期さなければならず、他の国家機関の適切な牽制も加えられる必要がある。

韓国憲法が大統領に付与した諸権限の中でも「国家緊急権」は、前記のように平常時の憲法秩序だけでは対処できない重大な危機状況に備えて極めて例外的に認められる非常的な権限であるから、その行使において憲法的限界が特に厳格に遵守される必要がある(憲法裁判所 2015 年 3 月 26 日 2014 헌가 5 参照)。ところが被請求人は野党の専横と国政の危機状況を国民に知らせ、訴えるために本件戒厳を宣布したと主張しているが、これは本来そのような目的で行使できない戒厳宣布権を与小野大の政治状況を打開するための手段として利用したことに他ならない。また、被請求人は戒厳形式を整えるために、実際に執行する意思がないにもかかわらず本件布告令を発令させたと主張するが、これは対外的拘束力のある法規命令としての効力を有する規範を発令しながら、その内容通りの効力発生は意図していないかもしれないということであり、納得しがたい。その上被請求人は非常戒厳が宣布されたため、平常時にはできなかった「選管委に対する令状な

しの押収・捜索」等を試みたと主張しているが、そのような措置は非常戒厳下でも許されないものである。

最も慎重に行使されるべき権限の一つである国家緊急権の行使において被請求人が上記のような態度を示したことを考慮すると、仮に被請求人が大統領としての権限を再び行使することになれば、国民としては被請求人が憲法上の権限を行使するたびに、憲法が規定したものとは異なる隠れた目的があるのではないか、憲法と法律に違反したのではないかなどを絶えず疑わざるを得ないだろう。そうであれば、被請求人の権限行使に対する不信は次第に募るばかりであり、これは国政運営はもちろん、社会全体に極度の混乱をもたらすことになるだろう。

### (3) 結論

以上のような事情を総合してみると、請求人のその余の主張について更に検討するまでもなく、被請求人の本件憲法と法律違反行為は国民の信任を裏切った行為であり、憲法守護の観点から容認できない重大な法違反行為に該当する。被請求人の法違反行為が憲法秩序に及ぼした否定的影響と波及効果は重大であるから、国民から直接民主的正当性を付与された被請求人を罷免することによって得られる憲法守護の利益が、大統領の罷免に伴う国家的損失を圧倒するほど大きいと認められる。

## 11. 結論

ア. 大韓民国は民主共和国である(憲法第1条第1項)。

民主主義は、個人の自律的な理性を信頼し、すべての政治的見解がそれぞれ相対的な真理性と合理性を有することを前提とする多元的な世界観に立脚するものであり、対等な同僚市民間の尊重と博愛に基づいた自律的で協力的な公的意思決定を本質とする(憲法裁 2014 年 12 月 19 日 2013 헌다 1 参照)。

被請求人が就任して以来、国会の多数議席を占めた野党が一方的に国会の権限を行

使することが繰り返され、これは被請求人を首班とする政府と国会の間に相当な摩擦をもたらした。被請求人が大統領に就任し、本件戒厳を宣布するまでの2年7ヶ月足らずの間に22件の弾劾訴追案が発議された。野党が主導した異例の数の弾劾訴追により、複数高位公職者の権限行使が弾劾審判中に停止された。国会の予算案の審査も、過去には減額があればその範囲で増額についても審査して反映されてきたが、憲政史上初めて国会予算決算特別委員会で野党単独で増額なしで減額についてのみ議決した。特に国会予算決算特別委員会は大統領秘書室、国家安保室、警察庁の特殊活動費、検察と監査院の特殊活動費及び特定業務経費予算の全額をそれぞれ減額する議決を行ったが、この中には検察の国民生活侵害犯罪捜査、社会的弱者対象犯罪捜査、麻薬捜査、社会公正性阻害犯捜査、公共捜査など捜査支援関連予算が含まれていた。被請求人が樹立した主要政策は野党の反対で実施することができず、野党は政府が反対する法律案を一方的に通過させ、被請求人の再議要求と再議で否決された法律案の再発議及び議決が繰り返される状況が発生した。その過程で被請求人は行政府の首班であり国家元首として、野党の専横で国政が麻痺し国益が著しく阻害されていると認識し、これを何としてでも打開しなければならないという重い責任感を感じるようになったと思われる。本件戒厳の宣布及びそれに伴う措置は、国政最高責任者として被請求人が持つようになったこのような認識と責任感に基づいたものと理解できる。

被請求人が野党が中心となった国会の権限行使に関して、権力の濫用であるとか国政麻痺をもたらす行為であると判断したことは、それが客観的現実に合致するか否か、国民多数の支持を受けているか否かとは別に政治的に尊重されるべきである。

ただし、被請求人ないし政府と国会の間のこのような対立は、一方側の責任に属するとは言いがたく、これは民主主義の原理によって調律され解消されるべき政治の問題である。これに関する政治的見解の表明や公的な意思決定はあくまでも憲法上保障される民主主義の本質と調和できる範囲で行われねばならない。

イ. 被請求人は野党が多数議席を占めた第 22 代国会との対立状況を兵力を動員して打開するために本件戒厳を宣布した。

民主国家の国民一人ひとり、互いを共同体の対等な同僚として尊重し、自分の意見が正しいと信じると同様に、他人の意見にも同等の価値が付与されることを認めなければならない(憲法裁判所 2014 年 12 月 19 日 2013 헌다 1 参照)。国会は党派の利益ではなく国民全体の利益のためでなければならないという点から少数意見を尊重し、政府との関係においても寛容と自制を前提とした対話と妥協を通じて結論を導き出すように努力すべきである。被請求人もまた国民の代表である国会を憲法が定めた権限配分秩序による協調の対象として尊重すべきである。それにもかかわらず被請求人は国会を排除の対象としたが、これは民主政治の前提を崩すものであり、民主主義と調和しているとは言い難い。

ウ. 韓国憲法は基本的人権の保障、国家権力の憲法及び法律による羈束、権力分立原則、複数政党制度など、国家権力や多数の政治的専横をたゞし民主主義を保護するための自浄装置を設けているから、被請求人としては野党が中心となった国会の権限行使が多数の専横と判断したとしても、憲法が予定した自救策を通じ牽制と均衡が実現できるようにすべきであった。

韓国憲法は大統領制における大統領の権力の濫用を懸念し、大統領の国会解散権を規定していない。しかし、大統領と国会議員の任期の違いなどにより、大統領選挙と国会議員選挙が一定の間隔を置いて行われるため、大統領としては任期中に国会を新たに構成する、すなわち国会解散と同様の効果を得る機会を持つ場合がある。被請求人の場合も自身の就任から約 2 年後に行われた第 22 代国会議員選挙でそのような機会を得た。被請求人には、野党の専横を正し、被請求人が国政を主導して責任政治を実現できるように国民を説得する 2 年近い時間があった。その結果が被請求人の意図に合致せず、被請求人が感じる危機意識や責任感ないし圧迫感が大きかったからとい

って、憲法が予定した経路を外れて野党や野党を支持した国民の意思を排除しようと試みてはならなかった。被請求人は選挙を通じて示された国民の意思を謙虚に受け入れ、より積極的な対話と妥協に取り組むことで、憲法が予定した権力分立の原則に従うことができた。現行の権力構造が牽制と均衡、協調を実現するのに十分ではなく、国会の反対により国家安危に関する重要政策を実現することができず、選挙制度や管理に弱点があると判断した場合、憲法改正案を発議したり(憲法第 128 条)、国家安危に関する重要政策を国民投票に付したり(憲法第 72 条)、政府を通じて法律案を提出するなど(憲法第 52 条)、権力構造や制度の改善を説得することができた。たとえ野党の目的や活動が韓国社会の民主的基本秩序に対して実質的な害悪を及ぼしうる具体的な危険性をもたらすに至ったと判断したとしても、政府の批判者として野党の存立と活動を特別に保障しようとする憲法制定者の規範的意志を遵守する範囲で(憲法裁判所 2014 年 12 月 19 日 2013 헌다 1 参照)、憲法裁判所に政党の解散を提訴するかどうかを検討することができた(憲法第 8 条第 4 項)。

しかし、被請求人は、憲法と法律が定めた戒厳宣布の実質的要件が充足されていないにもかかわらず、手続きを遵守しないまま戒厳を宣布することにより、不当に軍警を動員して国会などの憲法機関の権限を毀損し、政党活動の自由と国民の基本的人権を広範囲に侵害した。これは国家権力の憲法と法律への羈束に違反しただけでなく、基本的人権の保障、権力分立原則と複数政党制度など、韓国憲法が設計した民主主義の自浄装置全般を脅かす結果をもたらした。被請求人が本件戒厳の目的であると主張する「野党の専横に関する国民への訴え」や「国家正常化」の意図が真実であったとしても、結果として民主主義に計り知れない害悪を与えたと見るしかない。

エ. 民主主義は自浄装置が正常に機能しそれに関する制度的信頼が存在する限り葛藤と緊張を克服し最善の対応策を発見するのに優れた適応力を備えた政治体制である。被請求人は現在の政治状況が深刻な国益毀損を発生させていると判断したとしても、憲

法と法律が予定した民主的な手続きと方法に従ってそれに立ち向かうべきだった。しかし、被請求人は国家緊急権濫用の歴史を再現し、国民を衝撃に陥れ、社会・経済・政治・外交全分野に混乱を引き起こした。国民全体の大統領として、自分を支持する国民の範囲を超えて国民全体に対して奉仕することによって社会共同体を統合させるべき責務に違反した。

憲法と法律に違反し、憲法守護の責務を放棄し、民主共和国の主権者である大韓国民の信任を重大に裏切った。

よって、被請求人を大統領職から罷免する。この決定は裁判官全員の一致した意見によるものであり、下記 12.裁判官<sup>イミソン</sup>李美善、裁判官<sup>キムヒョンドク</sup>金炯料の補充意見、13.裁判官<sup>キム</sup>官金福馨、裁判官<sup>チョハンチョン</sup>趙漢暢の補充意見及び 14.裁判官<sup>チョンヒョソンク</sup>鄭亨植の補充意見がある。

## 12.裁判官<sup>イミソン</sup>李美善、裁判官<sup>キムヒョンドク</sup>金炯料の補充意見

私たちは以下に見るように弾劾審判手続の性格と弾劾審判手続と刑事訴訟手続の差異、迅速な手続進行の必要性などを総合的に考慮すると、弾劾審判手続において伝聞法則に関する刑事訴訟法の条項を緩和して適用することができるということが憲法裁判所法第 40 条の趣旨に合致すると考えるので、次のように意見を述べる。

### ア. 憲法裁判所法第 40 条の意味

憲法裁判所法第 40 条は憲法裁判所の審判手続に関し、憲法裁判所法に特別の規定がある場合を除き憲法裁判の性質に反しない限り民事訴訟に関する法令、刑事訴訟に関する法令、行政訴訟法など他の訴訟手続に関する法令を準用するように規定している。憲法裁判所法や審判に関する規則に手続進行規定がなく憲法裁判の進行に支障が生じる場合、憲法裁判の機能に障害を招く可能性があるが、憲法裁判所法第 40 条はこのような場合他の訴訟手続に関する法令を準用することにして不十分な手続進行規

定を補完しているのである(憲法裁判所 2014 年 2 月 27 日 2014 헌마 7 参照)。

しかし一方で、憲法裁判所法第 40 条は他の訴訟手続に関する法令を包括的・一般的に準用する形式をとりながらも、「憲法裁判の性質に反しない限度」で準用することによって準用の限界を明確にすると同時に、他の訴訟手続に関する法令を準用する上で憲法裁判の特性が反映されるようにしている。

ここで憲法裁判の性質に反しない場合とは、他の訴訟手続に関する法令の準用が憲法裁判の固有の性質を損なわない場合を言い、憲法裁判の性質に反するか否かは当該審判手続の目的と性質、準用手続及び準用対象の性格などを総合的に考慮して憲法裁判所が具体的・個別に判断しなければならないが、具体的な手続において特定の法令の準用の可否が憲法裁判の性質に反するか否かについての判断は憲法裁判所の固有の権限に属する(憲法裁判所 2014 年 2 月 27 日 2014 헌마 7 参照)。したがって、憲法裁判所は当該審判手続の目的と特性等を考慮して他の訴訟手続に関する法令の準用の有無、準用の範囲及び程度等を決定することができるというのが妥当である。

弾劾審判手続の場合、憲法裁判所法第 40 条第 1 項第 2 文、第 2 項により刑事訴訟に関する法令が優先的に適用されるが、この時にも「弾劾審判の性質に反しない限度」で刑事訴訟に関する法令が準用される。憲法裁判所は弾劾審判の目的と機能、準用の可否が問題となる条項の性格などを総合的に考慮して当該条項が弾劾審判の性質に反するか否かを判断しなければならないが、特定条項の準用の可否は、結局具体的な法律解釈に関する問題である(憲法裁判所 2014 年 2 月 27 日 2014 헌마 7 参照)。

#### イ. 刑事訴訟法上の伝聞法則の準用問題

(1) 憲法裁判所法第 40 条第 1 項第 2 文、第 2 項が弾劾審判手続に刑事訴訟に関する法令を優先的に準用するようにした趣旨は、弾劾審判手続が被請求人を公職から罷免する重大な結果をもたらす、刑事訴訟手続を通じて弾劾事由を明らかにすることが被請求人の手続的基本権を忠実に保障することになるという点にあるということが

できる。

しかし、弾劾審判手続は高位公職者の憲法又は法律違反の有無と公職からの罷免の可否を審判対象とするだけであって刑事上の責任の有無を審判対象としないという点で、最も強力な公権力である国家刑罰権を実現する刑事訴訟手続とは本質的に違いがある。

刑事訴訟手続は検事の公訴提起によって開始され、この時被疑者は被告人という訴訟主体としての地位を持つことになるが、捜査手続において被疑者は強制捜査権を有する検事の捜査対象に過ぎず、そのような捜査手続における地位が事実上刑事訴訟手続にまでつながり、検事と対等な訴訟主体としての被告人の法的地位が形式的なものに終わる可能性が存在する。このように捜査手続が刑事訴訟手続につながりつつ発生する当事者の地位の対等性の問題は刑事訴訟手続に特有のものであり、この点も刑事訴訟手続を弾劾審判手続と区別する重要な特徴であるといえる。

弾劾審判手続に刑事訴訟に関する法令のうち特定の条項を準用するか否かを定める際には、このような弾劾審判手続と刑事訴訟手続の差異を考慮しなければならない。

- (2) 刑事訴訟法は、伝聞法則を採用して伝聞証拠の証拠能力を原則的に否定しつつ、一定の要件を満たした場合に例外的に証拠能力を認めている(刑事訴訟法第 310 条の 2、第 311 条ないし第 316 条)。特に捜査機関が作成した被疑者尋問調書については、その被疑者であった被告人がその内容を認めた場合にのみ証拠能力を認め、捜査機関が被告人以外の者の陳述を記載した調書や捜査過程で被告人以外の者が作成した陳述書については被告人の反対尋問が保障される場合に限り証拠能力を認めている(刑事訴訟法第 312 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項)。

被告人は刑事訴訟手続において単なる処罰対象ではなく、手続を形成・維持する当事者として他方の当事者である検事と対等な地位を有する。しかし検事が捜査権

の発動により確保した陳述を成立の真正と任意性の認定だけで証拠として使用できるようにすると、捜査対象に過ぎない被疑者の地位が刑事訴訟手続にまで及んでしまい、被告人は検事と対等な訴訟主体としての地位が保障されず、実質的な当事者対等が実現しない恐れがある。このため、刑事訴訟法は被告人がその内容を認めなかったり(被告人の陳述を記載した調書など)、被告人の反対尋問が保障されない場合(被告人以外の者の陳述を記載した調書など)、信憑性の有無の判断に先立って、全く証拠として使用できないようにしたものといえる。

しかし弾劾審判手続は国会の訴追議決で開始されるものであり、捜査手続が刑事訴訟手続につながるにより発生する当事者の地位の対等性の問題は、弾劾審判手続では発生する余地がなく、訴追事由に関連して被請求人に対する捜査が行われたからといって、国会がこれに関与することができないことは明らかである。したがって、弾劾審判手続では被請求人の内容認定や反対尋問の保障なしに捜査機関が被請求人や事件関係者の陳述を記載した調書などを証拠として使用できるようにしても、刑事訴訟手続のように実質的な当事者対等の問題が発生するとは言いがたい。さらに、後述するように成立の真正性と任意性が担保される場合に限って上記調書等の証拠能力を認めるとすれば、そのような証拠能力の認定だけで被請求人に一方的に不利益な結果が発生するとも言いがたい。

また、弾劾訴追の議決を受けた者は弾劾審判があるまでその権限行使が停止されるが(憲法第 65 条第 3 項)、特に被請求人が大統領の場合、その権限行使の停止による国政空白と混乱が非常に大きいので、迅速な審理の必要性が強く要請される。ところが弾劾審判手続に伝聞法則を厳格に適用すると、被請求人が証拠に不同意の場合、憲法裁判所が多数の証人を採択して証人尋問を行わなければならないから、手続の長期化を避けることができない。9 人の単一裁判部で構成される憲法裁判所の特性上、場合によっては反復的な弁論更新、審理定足数不足などにより弾劾審判手

続の長期化が弾劾審判手続の中断につながる可能性もある。

以上の検討のような弾劾審判手続の性格と弾劾審判手続と刑事訴訟手続の差異、迅速な手続進行の必要性などを総合的に考慮すると、弾劾審判手続において伝聞法則に関する刑事訴訟法の条項を必ずしも厳格に適用しなければならないわけではなく、これを緩和して適用することができるというのが、「弾劾審判の性質に反しない限り」において刑事訴訟に関する法令を準用することにした憲法裁判所法第 40 条の趣旨に合致するといえる。

#### ウ. 本件の場合

本件において請求人は複数の陳述証拠を提出したが、刑事訴訟法上の伝聞法則を緩和して適用できることを前提に各陳述証拠の証拠能力を検討する。

##### (1) 捜査機関が作成した事件関係者に対する被疑者尋問調書等の証拠能力

刑事訴訟法上の伝聞法則を緩和して適用することができるとしても、成立の真正と任意性は担保されねばならない。したがって捜査機関が作成した被請求人以外の事件関係者に対する被疑者尋問調書や陳述調書は手続の適法性が担保される調書、すなわち陳述過程が映像録画された調書又は陳述過程に弁護人が立ち会い、その弁護人が陳述過程に問題がなかったことを確認した調書については証拠として採用することができるといえる。憲法裁判所は憲法 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 事件の弁論過程でこのような基準を明らかにし、これは後に検討するように、2020 年 2 月 4 日法律第 16924 号で刑事訴訟法第 312 条第 1 項が改正されたことと関係なく、依然として適用されるというべきである。

##### (2) 関連刑事事件における共犯関係にある者に対する調書の証拠能力

(ア) 2020 年 2 月 4 日法律第 16924 号で改正された刑事訴訟法第 312 条第 1 項は検事が作成した被疑者尋問調書は公判準備又は公判期日においてその被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認める場合に限って証拠とすることができる

規定し、検事が作成した被疑者尋問調書の証拠能力認定要件を検事以外の捜査機関が作成した被疑者尋問調書の証拠の能力認定要件（刑事訴訟法第 312 条第 3 項）と一致させた。

刑事訴訟法第 312 条第 1 項で定めた「検事が作成した被疑者尋問調書」には、当該被告人に対する被疑者尋問調書だけでなく、当該被告人と共犯関係にある他の被告人又は被疑者に対して検事が作成した被疑者尋問調書も含まれ(大法院 2023 年 6 月 1 日宣告 2023 ㉔ 3741 判決参照)、これは検事以外の捜査機関が作成した被疑者尋問調書の場合も同様であり(大法院 2009 年 10 月 15 日宣告 2009 ㉔ 1889 判決参照)、被告人が自分と共犯関係にある人について検事又は司法警察官が作成した被疑者尋問調書の内容を認めない場合、これを証拠として採用することはできない。

(イ) しかし、弾劾審判は高位公職者である被請求人がその職位によって付与された固有の義務と責任を考慮して、彼の職務遂行が憲法と法律に違反するかを判断し、その罷免の可否を決定する手続であるから、刑事裁判のように「共犯」の概念を想定することは困難である。したがって、被告人が自分と共犯関係にある人に対して捜査機関が作成した被疑者尋問調書の内容を認めない場合これを証拠として採択することができないという刑事手続における伝聞法則は弾劾審判手続にそのまま適用することはできない。

そうすると、関連刑事事件において被請求人と共犯関係にある者に対する被疑者尋問調書や陳述調書は本件弾劾審判手続においてはあくまでも検事又は司法警察官が「被請求人以外の者」の陳述を記載した調書に該当するから、刑事訴訟法第 312 条第 1 項、第 3 項ではなく同条第 4 項を準用するのが妥当である。ところで、上記 2020 年 2 月 4 日付の刑事訴訟法改正当時、刑事訴訟法第 312 条第 4 項は改正されていなかったため、被請求人と関連する刑事事件で共犯関係にある人

に対する捜査機関作成の被疑者尋問調書又は陳述調書は例え被請求人がその内容を否定したとしても、その陳述過程が映像録画された調書又は陳述過程に弁護人が立ち会い、その弁護人が陳述過程にいかなる問題もなかったことを確認した調書については、証拠として採用することが妥当である。

### (3) 国会議事録の証拠能力

国会の会議は公開が原則である(憲法第 50 条第 1 項本文)。これにしたがい、国会の会議で行われた陳述は本会議や委員会で議決でこれを公開しないことにした場合など例外的な場合でない限り、通常、インターネット議事中継システムやメディアなどを通じて生中継され、会議がそのまま録画された映像会議録も公開される。国会の議事録は調書ではなく速記で作成され、本会議の会議録には国会議長又は彼を代理した国会副議長等が、委員会の会議録には委員長又は彼を代理した幹事がそれぞれ署名・押印する(国会法第 69 条第 2 項、第 3 項、第 115 条第 2 項、第 3 項)。発言者は発言の趣旨を変更しない範囲で会議録に記載された発言の訂正を要求することができるが、この場合でも速記で作成された会議録の内容は削除することができず、発言を通じて字句の訂正又は取り消しの発言をした場合にはその発言を会議録に記載しなければならない。会議録は秘密保持や国家安全保障のために必要な場合でない限り議員に配付し一般人に配布する(国会法第 71 条、第 117 条第 1 項ないし第 3 項、第 118 条第 1 項)。

このように国会会議録はその書面自体の性質と作成過程における法定された手続的保障によって高度の任意性と記載内容の正確性など手続的適法性が担保されている。そして国会会議録には証言と関連する前後の発言が漏れなく記載されており、陳述者が陳述に至った経緯や雰囲気、陳述の文脈などを把握することができる。その上、国会での陳述は公開された会議場で国会議員によって検証され、弾劾されるから、第三者が一方的に行った陳述とも根本的な差異がある。

したがって、事件関係者らの陳述を記載した国会会議録は刑事訴訟法第 315 条第 3 号の「その他特に信用できる状況によって作成された文書」に準じ、当然に証拠能力がある書類であるということが出来る。

#### エ. 結論

以上の検討のように、弾劾審判手続において伝聞法則に関する刑事訴訟法の条項は緩和して適用することができるというのが妥当である。したがって、本件で請求人が提出した捜査機関作成の事件関係者に対する被疑者尋問調書又は陳述調書はその手続の適法性が担保される範囲で証拠として採用することができ、事件関係者の陳述を記載した国会会議録は刑事訴訟法第 315 条第 3 号の「その他特に信用できる状況で作成された文書」に準じて証拠能力のある書類に該当する。

### 13. 裁判官<sup>キムボツギョン</sup>金福馨、裁判官<sup>チョハンチン</sup>趙漢暢の補充意見

私たちは本件弾劾審判請求が認容されるべきであるという法廷意見の結論に同意する。しかし、以下に検討するように弾劾審判の重大性、被請求人の防御権保障などを考慮すると、憲法裁判所が今後弾劾審判手続において刑事訴訟法上の伝聞法則をより厳格に適用する必要があることを指摘しておきたい。

#### ア. 弾劾審判における伝聞法則に関する憲法裁判所の態度

- (1) 憲法裁判所法は弾劾審判手続に関し憲法裁判の性質に反しない限度で刑事訴訟に関する法令等を準用することにしており(憲法裁判所法第 40 条第 1 項)、刑事訴訟法の準用が弾劾審判の性質に反するか否かは弾劾審判の目的と本質、罷免という効果の重大性、弾劾審判期間中被請求人の権限行使が停止される点などを考慮して、憲法裁判所が具体的・個別に判断しなければならない。
- (2) 憲法裁判所は、憲法裁判所 2017 年 3 月 10 日 2016 헌나 1 決定以来、捜査機関が作成した事件関係者の被疑者尋問調書や陳述調書について、被請求人が同意しな

った場合であっても、手続的適法性が担保される調書、すなわち陳述過程が映像録画されたり、陳述過程に弁護人が立会し、その弁護人が陳述過程に何ら問題がなかったと確認した場合にはその証拠能力を認めている。また、国会会議録の場合、刑事訴訟法第 315 条第 3 号の「その他特に信用できる状況によって作成された文書」として証拠能力を認めている。このような証拠能力認定の要件は憲法裁判所が刑事訴訟法上の伝聞法則を緩和して適用した結果であるといえる。

#### イ. 刑事訴訟法上の伝聞法則の厳格な適用の必要性

##### (1) 弾劾審判手続に「刑事訴訟法」を優先準用する趣旨

弾劾審判の場合に刑事訴訟法を優先準用するようにした趣旨は、弾劾審判が公職罷免という重大な結果をもたらす手続である点、刑事訴訟手続に従うことが被請求人の手続的基本権又は防御権を忠実に保障できる点を考慮したものである。

##### (2) 刑事裁判における公判中心主義の傾向と反対尋問の機会の保障

刑事訴訟法は公判中心主義を徐々に強化し、伝聞法則を厳格に適用する方向に発展してきた。2007 年 6 月 1 日に改正された刑事訴訟法は、「被告人以外の者の陳述を記載した調書の証拠能力」の認定要件として「被告人の反対尋問の機会の保障」を追加し(第 312 条第 4 項)、2020 年 2 月 4 日に改正された刑事訴訟法は、「検事が作成した被疑者尋問調書」の証拠能力認定の要件として「その被疑者であった被告人又は弁護人の内容認定」を規定し(第 312 条第 1 項)、被告人又は弁護人が公判廷で当該調書の記載内容が実際の事実と合致することを認めなければ当該調書を証拠として採用することができなくなった。これは被告人に不利な証拠に対して反対尋問の機会を認めることにより刑事訴訟手続において公正な裁判を受ける権利を具現化し(憲法裁判所 2013 年 10 月 24 日 2011 헌바 79 参照)、さらに法廷以外の場所で作成された伝聞証拠に潜在する陳述の歪曲の懸念などを意識したものである。特に陳述証拠はいかなる事実を知覚し、これを記憶した後、それを再び表

現し叙述する過程で誤りが介入する危険性があるという点で、反対尋問権の保障は刑事訴訟において陳述証拠の真実性と信用性を担保する主要な手段となっている。

### (3) 弾劾審判手続の構図と運営

弾劾審判手続は基本的に国民の代議機関である国会が被請求人の法的責任を問い、被請求人がこれに対して防御する構図で行われる。このように請求人が訴追事由に対する主張と立証をし、被請求人がこれに反駁し、証拠を弾劾し、相互に対立する構造で進められる弾劾審判手続では刑事訴訟手続と同様に手続の公正性を確保することが重要である。

また、弾劾審判は書面審理を原則とする違憲法律審判や憲法訴願審判(憲法裁判所法第 30 条第 2 項)とは異なり、必要的弁論事件として(同条第 1 項)公開された審判場で請求人と被請求人が言葉で口頭で事実と証拠を提出する方法で事件を審理することになる。弁論過程を通じて憲法裁判官が審判廷で直接証拠を調査し、被請求人に意見陳述及び反対尋問の機会を付与することにより公正な裁判の実現に寄与することができ、さらに憲法裁判の正当性と信頼性も高めることができる。したがって事件の実体に対する心証形成及び訴追事由の認定は可及的に刑事訴訟手続のように公開された裁判官の面前で直接調査した証拠を基礎とし、伝聞証拠については反対尋問の機会を保障することが望ましい。

### (4) 大統領弾劾審判の重大性と手続的公正性の確保の必要性

大統領は国民の直接選挙で選出された民主的正当性が最も大きい代議機関であり(憲法第 67 条第 1 項)、国家元首として外国に対して国家を代表し(第 66 条第 1 項)、国軍統帥権を持ち(第 74 条第 1 項)、5 年の任期が保障される(第 70 条)。大統領に対する弾劾審判手続はこのように憲法上重大な地位にある大統領に付与された国民の信任と権限を任期中に剥奪するか否かを決定する手続であり、罷免決定はその職務遂行の断絶による国家的損失と国政の空白、国論の分裂現象による政治的混乱な

どを招く可能性があり(憲法裁判所 2004 年 5 月 14 日 2004 헌나 1 参照)、国家全体に影響を及ぼす。このような大統領弾劾審判の重大性と波及力に照らしてみても、弾劾審判は刑事訴訟手続に準じて明確性と公正性を担保し、反対尋問を通じて不利な証拠に対する被請求人の防御権を十分に保障する必要がある。

#### (5) 刑事裁判と証拠基準の不一致の問題

弾劾審判手続と民事・刑事裁判手続は互いに別個の手続であるため互いに独立して進行し、独自の結論に達することが可能である。しかし同一の事実関係を基礎とした弾劾審判、刑事裁判でそれぞれ異なる結果が出ると法秩序の統一性と裁判に対する信頼が阻害されるため、望ましくない。したがって、弾劾訴追事由が刑事犯罪事実に関連する場合には刑事訴訟法上の伝聞法則は弾劾審判手続においても可能な限り厳格に適用し、弾劾審判と刑事裁判の間の不一致を可能な限り減らす必要がある。これは、「被請求人に対する弾劾審判請求と同一の事由で刑事訴訟が進行している場合には、裁判部は審判手続を停止することができる」と規定し、刑事裁判の結果を弾劾審判で考慮できるようにした憲法裁判所法第 51 条の趣旨にも合致する。

#### (6) 小結

このように、手続の公正性と被請求人の防御権をより確実に保障するために刑事訴訟法上の伝聞法則を厳格に適用することが憲法裁判所法第 40 条第 1 項で刑事訴訟法を優先的に準用するようにした趣旨により合致すると考える。以下において刑事訴訟法上の伝聞法則を厳格に適用する場合を想定して本件審判手続で問題となった局面を検討する。

#### ウ. 具体的適用

##### (1) 捜査機関が作成した事件関係者に対する被疑者尋問調書等の証拠能力

##### (ア) 弾劾審判において共犯者を想定できるか

被請求人は、被請求人が刑法上の内乱罪の嫌疑で起訴された事件で共犯関係に

ある者に対して捜査機関が作成した被疑者尋問調書等に関連して、2020年2月4日に改正された刑事訴訟法第312条第1項により被請求人がその調書の内容を否定すれば憲法裁判所でこれを証拠として採択することができないと主張する。

しかし、弾劾審判は高位公職者である被請求人がその職位によって与えられた固有の義務と責任を考慮し、その職務遂行が憲法と法律に違反しているかどうかを判断し、その罷免の可否を決定する手続きであり(憲法第65条第1項、第4項)、被請求人がその職にあることを要するので、刑事裁判のような「共犯」の概念を想定することはできない。そうであれば刑事事件における共犯関係が弾劾審判の共犯関係としてそのまま認められることを前提とした被請求人の上記主張は受け入れられない。

#### (イ) 証拠能力認定の要件

被請求人でない者は弾劾審判手続の共犯者になることができないので、それに対する捜査機関作成の被疑者尋問調書等は刑事訴訟法第312条第4項の適用を受けることになる。

捜査機関が作成した被請求人以外の者に対する被疑者尋問調書等を弾劾審判の証拠として採用するためには、刑事訴訟法第312条第4項にしたがい捜査機関の調書が①適法な手続と方式により作成されたこと、②その調書が捜査機関の前で陳述した内容と同一に記載されていることが、⑦原陳述者の弁論準備又は弁論期日での陳述や①映像録画又は②その他の客観的な方法によって証明されたこと、③被請求人又は弁護人が弁論準備又は弁論期日においてその記載内容について原陳述者を尋問することができたこと、③被請求人又は弁護人が弁論準備又は弁論期日において、その記載内容について原陳述人を尋問することができたこと、④その調書に記載された陳述が特に信憑性のある状態で行われたことが証明されたものであるという要件を備える必要がある。このような立場をとるならば、被請

求人への反対尋問権が保障されていない一部の調書の場合には証拠能力が否定されることになるであろう。

## (2) 国会会議録の証拠能力

刑事訴訟法第 315 条第 3 号は、「その他特に信用できる状況によって作成された文書」を証拠とすることができる」と規定しており、裁判所はこれを第 315 条第 1 号(家族関係記録事項に関する証明書、公正証書謄本その他公務員又は外国公務員が職務上証明できる事項に関して作成した文書)と第 2 号(商業帳簿、航海日誌その他業務上の必要性から作成した通商文書)に準じて、「反対尋問の機会付与の可否が問題とならないほど高度な信用性の状況的保証がある文書」として制限的に認めている(大法院 2017 年 8 月 29 日宣告 2018 ㉟ 14303 全員合議体判決参照)。

ところで、本件で証拠として採用された国会会議録は弾劾審判手続ではなく国会で行われた会議内容を記録したものであり、被請求人以外の事件関係者の経験や聞いた内容についての陳述などが含まれている。国会の会議は刑事法廷のような対審的構造で関係者の陳述が当事者によって弾劾される構造ではなく、職務上の独立が保障される裁判官(憲法第 103 条)が主宰するわけではなく、むしろ国会議員らが自分の政治的性向と利害関係に基づいて質疑を進めていく可能性がかなり高い。また、刑事訴訟手続において証人は原則として宣誓をして証言をするが(刑事訴訟法第 156 条)、国会に参考人として出席した陳述者は本人が承諾しない限り、「国会での証言・鑑定等に関する法律」第 7 条により宣誓をせず、偽証しても処罰を受けない状態で陳述を行っている。このような点を考慮すると、国会の会議が手続的中立性と客観性が十分に確保された状態で行われたとは断定しがたく、会議内容を記録した会議録も裁判所の公判調書等と同等の水準で高度な信用性の状況的保証がある文書とは言いがたい。したがって国会会議録を弾劾審判手続で証拠として採択するにあたり刑事訴訟法第 315 条第 3 号をそのまま適用することは困難であることを明らか

にしておく。

## エ. 結論

前記のように、大統領弾劾審判の場合、その重大性と波及力の側面、被請求人の防御権保障の側面から、刑事訴訟法上の伝聞法則を最大限厳格に適用することが望ましい。一方では弾劾審判が行われている間大統領の権限行使が停止され、国政の空白が発生するため、可及的に審判手続を迅速に進め、このような国政空白状態と国家的混乱を解消することが要請される。憲法裁判所が現在採択している緩和された伝聞法則を適用する場合よりも伝聞法則を厳格に適用する場合、証拠調査に長い時間がかかることは十分に予測され、特に国家の最高指導者である大統領の弾劾審判期間の長期化によって発生する国家的損害の大きさは莫大であるという点で、これまで大統領弾劾審判における公正性の要請が迅速性の要請によって多少後退してきた。

しかし、大統領弾劾決定の影響力と波及力が大きい点、弾劾審判手続で公判中心主義を強化し被請求人に反対尋問の機会を付与することが必ずしも弾劾審判の迅速性の要請に反したり、それより重要性が低いとは考えがたく、むしろ弾劾審判手続の構造に合致する側面がある点、さらに、憲法裁判所は弾劾審判手続において当事者の申請や職権で証人を採択し、彼らに対する尋問を通じて証拠が審判廷に直接顕出されるようにして公正な裁判を実現している点、弾劾審判手続の公正性の強化は弾劾審判に対する国民の信頼を高め、弾劾審判決定による国家的混乱を最小化することができる点に照らし、今こそ弾劾審判手続に要請される迅速性と公正性、二つの衝突する価値をより調和させる方法を模索する時期である。

## 14. 裁判官鄭亨植<sup>チョンヒョンシク</sup>の補充意見

私は本件審判請求が認容されるべきであるという法廷意見の結論に同意しつつ、以下に見るように、国会で弾劾訴追案が否決された場合、他の会期中にも再発議する回数を

制限する規定を立法する必要があることを明らかにしたい。

#### ア. 一事不再議の原則の適用とその趣旨

(1) 国会法第 92 条は否決された案件を同じ会期中に再び発議できないようにする一事不再議の原則を規定している。上記条項はその適用対象となる案件の種類や類型について何の制限も設けておらず、弾劾訴追案について別途定めることもなく、一事不再議の原則が弾劾訴追案にもそのまま適用されることにしている。これにより弾劾訴追案も他の議案と同様に一度否決されると同じ会期では再び発議することはできないが、他の会期では再び発議することができる。

(2) 同じ会期中に同一案件を再び付議できないようにするのは、特定事案に対する国会の意思が確定されないまま漂流することを防ぐためであり、一事不再議の原則は国会の意思の単一化、会議の能率的な運営及び少数派による議事妨害の防止などに寄与する(憲法裁判所 2009 年 10 月 29 日 2009 헌라 8 等参照)。他方、一事不再議の原則が会期が変わった後は否決された議案を再び発議できるようにしているのは原則的に国会議員は案件を自由に発議することができ、会期が変わるということは通常ある程度の時間が経過した後であることを前提とするため、その間に案件を取り巻く状況や環境に事情変更が生じたり議案に対する国会議員の見解が変わった可能性を考慮したものと言うことができる。

#### イ. 弾劾訴追案に対する無制限の反復発議を許容する場合の問題点

(1) 訴追事由に対する事情変更の可能性が低い

弾劾訴追案は訴追対象者の職務執行において憲法や法律違反行為がある場合、その法的責任を追及するためのものであり、事後的に新たな憲法や法律違反事実が発見されたり内容が変更される可能性は別として、時間の経過による事情変更を特に想定しがたい。

(2) 高位公職者の地位の不安定と国家機能の低下

高位公職者の地位の不安定性は国家機能の低下をもたらす。弾劾訴追の対象となる高位公職者は行政部と司法部の核心的で重要な職位で国家の主要機能を担当しており、これらに対して実質的に同一の事由で繰り返し弾劾訴追発議が可能な場合、訴追対象者の地位が不安定になり、これは国政の混乱と国家の主要機能の低下につながる可能性がある。特に訴追対象者が行政府の首班であり国家元首である大統領である場合、国政運営全般に及ぼす影響は極めて大きくなることは必至である。

### (3) 弾劾制度の政争の道具化

公職者がその職を維持している限り、会期だけ変えて実質的に同一の事由で繰り返し弾劾訴追発議をできるようにすることは、ともすれば国会の多数議席を持つ政党がこれを政治的交渉カードとして活用することか可能になり、法的制度としての弾劾制度を政争の道具に変質させる危険性があり、それによって政治的混乱が加重する恐れが大きい。特に大統領に対する弾劾訴追の場合、国民の意見対立と国論分裂の様相が極端になる可能性がある。

### ウ. 国会法上の会期制度との結合による問題

憲法上の非常手段に該当する弾劾制度の性質(憲法裁判所 2021 年 10 月 28 日、2021 헌나 1 裁判官李宣庠<sup>イソクニ</sup>、裁判官李垠庠<sup>イウニ</sup>、裁判官李棕錫<sup>イジョンソク</sup>、裁判官李榮眞<sup>イヨンジン</sup>の却下意見；憲法裁判所 2025 年 1 月 23 日 2024 헌나 1 裁判官金炯料の補充意見参照)に照らし、弾劾訴追発議は例外的に慎重に行う必要がある。しかし、実質的に同一の弾劾訴追案の反復発議を許容することは、国会法上の会期制度と相まって政争の道具としてさらに悪用されるおそれがある。

国会の定例会は 1 年に 1 回集会し、その会期は 100 日を超えることができないが(憲法第 47 条第 1 項、第 2 項、国会法第 4 条本文、第 5 条の 2 第 2 項第 2 号本文)、臨時会の場合定例会とは異なり国会在籍議員の 4 分の 1 以上の要求さえあれば随時召集することができ、30 日を超えない範囲で国会の議決を通じてその会期を定めること

ができる(憲法第 47 条第 1 項、第 2 項、国会法第 7 条第 1 項)。

このような自由な臨時会の招集可能性により、国会の多数議席を有する政党は必要に応じて会期を短く設定し、会期を変えながら特定の案件が可決されたり政治的目的を達成するまで非常に短い間隔で反復して発議することができる。

そして、このような形の反復発議は会期と会期の間にある程度の間隔を置いて案件に対する再考と熟議を要請しようとした一事不再議の原則を便法的に迂回し、その趣旨を没却させる。弾劾訴追案が否決されたとしても特定の政党が弾劾訴追案の貫徹のために短い周期で臨時会を反復招集した後、実質的に同一の弾劾訴追案を反復発議して審議するようにする場合、議事進行の能率を低下させ国会の意思を漂流させる可能性がある。

#### エ. 結論

以上の点を総合的に考慮すると、実質的に主要訴追事由に変動がない弾劾訴追案の再発議は制限される必要があり、立法者は弾劾訴追の性格と本質、国会議事の早期確定とその職務執行において憲法や法律に違反した高位公職者を弾劾訴追するという公益との衡量などを考慮して、弾劾訴追案の発議回数に関する規定を設ける必要がある。

裁判長裁判官 ムンヒョソンベ 文炯培

裁判官 イミソン 李美善

裁判官 キムヒョソンドク 金炯料

裁判官 チヨンジョンミ 鄭貞美

裁判官 チヨンヒョソソク 鄭亨植

裁判官 キムボツキョソソ 金福馨

裁判官 チヨハンチョン 趙漢暢

裁判官 チヨングン 鄭桂先

[別紙 1]

訴追委員代理人名簿 (略)

[別紙 2]

被請求人代理人名簿 (略)

[別紙 3]

### 被請求人の 2024 年 12 月 3 日付国民談話の内容

尊敬する国民のみなさん、私は大統領として、血を吐くような心情で国民のみなさんに訴えます。

これまで国会は私たちの政府の発足後 22 件の政府官僚弾劾訴追を発議し、去る 6 月の 22 代国会発足後も 10 名の弾劾を推進中です。これは世界のどの国にも類例がないだけでなく、我が国の建国以来全く類例のない状況です。裁判官を脅迫し、多数の検事を弾劾するなど司法業務を麻痺させ、行政安全部長官の弾劾、放送通信委員長の弾劾、監査院長の弾劾、国防長官の弾劾を試みるなど、行政府まで麻痺させています。

国家予算の処理も、国家の本質機能と麻薬犯罪の取り締まり、民生治安維持のためのすべての主要予算を全額削減して国家の本質機能を毀損し、大韓民国を麻薬天国、民生治安恐慌状態にしました。民主党は来年度予算から災害対策予備費 1 兆ウォン、育児支援手当 384 億ウォン、青年雇用、深海ガス田開発事業など 4 兆 1,000 億ウォンを削減しました。さらには軍初級幹部の給与と手当の引き上げ、当直勤務費の引き上げなど軍幹部の処遇改善費さえもブレーキをかけました。このような予算暴挙は一言で言えば大韓民国の国家財政を籠絡することです。予算まで専ら政争の手段として利用するこのような民主党の立法独裁は予算の弾劾さえも躊躇しませんでした。

国政は麻痺し国民のため息は増えています。これは自由大韓民国の憲政秩序を踏みにじり、憲法と法によって建てられた正当な国家機関を攪乱するものであり、内乱を画策する明らかな反国家的行為です。国民の生活は眼中にもなく、ひたすら弾劾と特別検事、野党代表の防弾で国政が麻痺状態にあります。今やわが国の国会は犯罪者集団の巣窟となり、立法独裁を通じて国家の司法・行政システムを麻痺させ、自由民主主義体制の転覆を企てています。自由民主主義の基盤となるべき国会が自由民主主義体制を崩壊させる怪物になったのです。今、大韓民国はすぐにでも崩壊してもおかしくないほどの風前の灯火の運命

に陥っています。

親愛なる国民のみなさん、

私は北韓共産勢力の脅威から自由大韓民国を守り、わが国民の自由と幸福を略奪している破廉恥な従北反国家勢力を一挙に剔抉し自由憲政秩序を守るために非常戒厳を宣布します。私はこの非常戒厳を通じ、亡国の奈落に落ちている自由大韓民国を再建し守り通します。そのために私はこれまで悪事を働いた亡国の元凶である反国家勢力を必ず剔抉します。これは体制転覆を狙う反国家勢力の蠢動から国民の自由と安全、そして国家の持続可能性を保障し、未来世代にまっとうな国を引き継ぐための不可避の措置です。私は可能な限り早い時間内に反国家勢力を剔抉し国家を正常化させます。戒厳宣布により自由大韓民国憲法の価値を信じて従ってきてくれた善良な国民に多少の不便がありますが、このような不便を最小化することに注力します。このような措置は自由大韓民国の永続性のためにやむを得ないものであり、大韓民国が国際社会で責任と貢献を果たすという対外政策の基調には何の変化もありません。

大統領として国民の皆さんに切に訴えます。私はひたすら国民のみなさんだけを信じて、神命を捧げて自由大韓民国を守り通します。私を信じてください。

ありがとうございます。

[別紙 4]

## 戒厳司令部布告令第 1 号

自由大韓民国内部に暗躍している反国家勢力の大韓民国体制転覆の脅威から自由民主主義を守護し国民の安全を守るため、2024 年 12 月 3 日 23:00 付で大韓民国全域に次の事項を布告する。

- 1.国会と地方議会、政党の活動と政治的結社、集会、デモなど一切の政治活動を禁ずる。
- 2.自由民主主義体制を否定したり転覆を企図する切の行為を禁じ、フェイクニュース、世論操作、虚偽扇動を禁じる。
- 3.すべての報道と出版は戒厳司令部の統制を受ける。
- 4.社会混乱を助長するストライキ、サボタージュ、集会行為を禁止する。
- 5.専攻医をはじめ、ストライキ中または医療現場を離脱したすべての医療人は 48 時間以内に本業に復帰して忠実に勤務し、違反時には戒厳法によって処断する。
- 6.反国家勢力など体制転覆勢力を除いた善良な一般国民は日常生活の不便を最小限にできるように措置する。

以上の布告令違反者に対しては大韓民国戒厳法第 9 条(戒厳司令官特別措置権)により令状なく逮捕、拘禁、押収捜索を行うことができ、戒厳法第 14 条(罰則)により処断する。

2024 年 12 月 3 日(火) 戒厳司令官陸軍大将朴安洙<sup>パダンヌ</sup>